

8. 県知事及び県議会議員選挙開票開始及び終了時刻等に関する調

市 区 名	区 分	開票 区数	開票期日別 有権者数		開票期日別投票総数			
			即日開票 4月10日	翌日開票 4月11日	知事選挙		県議選挙	
					即日開票	翌日開票	即日開票	翌日開票
北九州市	門司区	1		100,159		72,670		72,657
	小倉北区	1		151,917		96,953		96,927
	小倉南区	1		123,811		83,786		83,719
	若松区	1		62,918		43,704		43,697
	八幡東区	1		74,747		58,546		58,523
	八幡西区	1		171,579		123,297		123,262
	戸畑区	1		56,212		41,045		41,034
	計	(7)		741,343		519,951		519,819
福岡市	東博多区	1		134,813		105,574		105,467
	中央区	1		112,194		82,618		82,592
	南区	1		95,291		65,476		65,414
	南城区	1		138,909		103,172		103,122
	早良区	1		74,675		53,957		53,909
	西区	1		110,094		83,709		83,672
		計	(7)		744,150		557,822	
大久直飯田	牟田	市	1	118,441		93,508		93,477
	留米	市	1	148,926		115,959		115,950
	方塚	市	1	46,012		35,920		35,894
	川	市	1	58,599		43,650		43,632
		市	1	44,378		37,252		37,242
柳山甘八筑	川	市	1	32,524		25,632		25,626
	田	市	1	10,934		9,273		9,273
	木	市	1	30,788		25,197		25,186
	女	市	1	28,157		23,519		23,512
	後	市	1	29,651		25,252		25,249
大行豊中小	川	市	1	34,028		29,849		29,839
	橋	市	1	44,120		31,849		31,808
	前	市	1	23,232		19,078		19,063
	間	市	1	35,769		27,529		27,522
	郡	市	1	29,166		22,188		22,158
筑春大宗太	紫野	市	1	40,321		31,948		31,940
	日城	市	1	45,286		32,009		31,989
	野	市	1	42,672		29,353		29,328
	像	市	1	39,054		32,759		32,742
	宰府	市	1	34,349		27,314		27,268
市	計	(34)	916,402	1,485,493	719,038	1,077,773	718,698	1,077,280
郡	町 村	計	(75)	804,987		656,372		620,020
県	計	(109)	1,721,389	1,485,493	1,375,410	1,077,773	1,338,718	1,077,280

開票開始時刻	開票終了時刻		開票所要時間	開票事務 従事者数 (人)	開票事務従 事者1人当 り投票総数 (知事選挙)
	知事選挙	県議選挙			
11日 8:00	11日 12:10	11日 13:55	5時間 55分	149	487.72
〃 8:00	〃 11:23	〃 13:40	5 40	200	484.77
〃 8:00	〃 11:50	〃 12:10	4 10	170	492.56
〃 8:00	〃 11:00	〃 11:15	3 15	110	397.31
〃 8:00	〃 11:49	〃 12:30	4 30	118	496.15
〃 8:00	〃 11:25	〃 13:15	5 15	225	547.99
〃 8:00	〃 11:45	〃 12:10	4 10	84	488.68
				(1,056)	(492.38)
11日 8:00	11日 12:17	11日 12:30	4時間 30分	340	310.51
〃 8:00	〃 11:45	〃 11:50	3 50	246	335.85
〃 8:00	〃 12:12	〃 12:25	4 25	232	282.22
〃 8:00	〃 11:30	〃 12:33	4 33	315	327.53
〃 8:00	〃 10:57	〃 11:31	3 31	59	914.53
〃 8:00	〃 11:10	〃 11:20	3 20	97	862.98
〃 8:00	〃 11:30	〃 11:50	3 50	71	891.77
				(1,360)	(410.16)
10日 20:00	11日 0:10	11日 0:10	4時間 10分	170	550.05
〃 20:00	10日 23:10	10日 23:55	3 55	256	452.96
〃 19:30	〃 23:25	〃 23:25	3 55	43	335.35
〃 20:00	11日 0:00	11日 0:00	4 00	97	450.00
〃 19:30	10日 22:45	10日 23:00	3 30	49	760.24
〃 20:00	〃 23:48	11日 0:02	4 02	35	732.34
〃 19:30	〃 22:50	10日 22:50	3 20	10	927.30
〃 20:00	〃 22:47	〃 23:38	3 38	81	311.07
〃 20:00	11日 0:50	11日 0:20	4 50	54	435.54
〃 20:00	10日 23:45	〃 0:35	4 35	67	376.90
〃 19:30	〃 22:48	10日 22:50	3 20	61	489.33
〃 19:30	〃 23:22	〃 23:22	3 52	88	361.92
〃 19:30	〃 23:35	〃 23:45	4 15	57	334.70
〃 19:30	〃 22:50	〃 22:50	3 20	59	466.60
〃 19:00	〃 21:50	〃 21:55	2 55	91	243.82
〃 20:00	11日 0:30	11日 0:30	4 30	33	968.12
〃 19:30	10日 22:45	10日 23:05	3 35	80	400.11
〃 19:30	11日 0:00	11日 0:15	4 45	48	611.52
〃 19:30	〃 0:10	〃 0:10	4 40	44	744.52
〃 19:30	〃 0:00	〃 0:00	4 30	49	557.43
				3,888	462.14
				2,765	237.39
				6,653	368.73

郡名	区分 町村名	開票 区 数	開票期日別 有権者数		開票期日別投票総数			
			即日開票 4月10日	翌日開票 4月11日	知事選挙		県議選挙	
					即日開票	翌日開票	即日開票	翌日開票
筑紫郡 粕屋郡	那珂川町 宇美町 篠志町 須賀町 新古賀町 久賀山屋 粕屋町	(1)	17,981		12,670		12,654	
		1	17,617		12,799		12,794	
		1	14,345		11,414		11,410	
		1	21,830		17,039		17,037	
		1	13,107		10,395		10,388	
		1	9,744		7,823		7,813	
		1	24,957		19,073		19,061	
		1	5,325		4,653		4,653	
		1	18,494		13,381		13,378	
		計	(8)	125,419		96,577		96,534
宗像郡	福間町 津屋崎町 玄海島村 大島村	1	21,616		17,021		17,005	
		1	9,297		7,504		7,499	
		1	6,794		5,354		5,353	
		1	898		746		746	
		計	(4)	38,605		30,625		30,603
遠賀郡	芦屋町 水巻町 岡垣町 遠賀町	1	12,400		10,067		10,067	
		1	20,694		15,377		15,372	
		1	19,056		14,950		14,941	
		1	10,808		8,691		8,688	
計	(4)	62,958		49,085		49,068		
鞍手郡	小竹町 鞍手町 宮田町 若宮町	1	8,386		7,264		7,260	
		1	14,502		12,455		12,453	
		1	17,707		15,259		15,255	
		1	7,972		7,200		7,199	
計	(4)	48,567		42,178		42,167		
嘉穂郡	桂川町 稲築町 碓井町 碓井町 筑穂町 穂波町 庄内町 穎田町	1	9,906		8,497		8,491	
		1	16,025		13,864		13,859	
		1	5,216		4,563		4,562	
		1	8,962		7,831		7,829	
		1	8,317		7,186		7,184	
		1	19,995		16,122		16,116	
		1	7,248		6,216		6,215	
		1	5,768		5,253		5,252	
計	(8)	81,437		69,532		69,508		
朝倉郡	杷木町 朝倉町 三輪町 夜須村 小石原村 宝珠山	1	7,509		6,595		6,594	
		1	8,748		8,044		8,040	
		1	7,183		6,485		6,484	
		1	8,832		7,699		7,699	
		1	1,037		950		950	
		1	1,716		1,493		1,492	
計	(6)	35,025		31,266		31,259		
糸島郡	前原町 二丈町 志摩町	1	29,535		21,176			
		1	8,200		6,451		(無投票)	
		1	10,223		8,472			
計	(3)	47,958		36,099				

開票開始時刻	開票終了時刻		開票所要時間	開票事務 従事者数 (人)	開票事務従 事者1人当 り投票総数 (知事選挙)
	知事選挙	県議選挙			
10日 19:30	10日 22:16	10日 23:31	4時間 1分	49	(258.57)
10日 19:30	10日 22:00	10日 23:07	3 37	51	250.96
〃 19:00	〃 23:30	〃 22:25	4 30	38	300.37
〃 19:30	11日 0:29	11日 0:45	5 15	50	340.78
〃 19:00	10日 22:45	10日 22:45	3 45	39	266.54
〃 19:30	〃 22:55	〃 23:32	4 02	36	217.30
〃 19:30	〃 22:20	〃 22:20	2 50	57	334.61
〃 19:00	〃 21:55	〃 22:08	3 08	29	160.45
〃 19:00	〃 21:00	〃 22:00	3 00	55	243.29
				(355)	(272.05)
10日 19:30	10日 22:12	10日 23:37	4時間 7分	52	327.33
〃 19:00	〃 22:00	〃 22:18	3 18	24	312.67
〃 19:30	〃 22:40	〃 22:40	3 10	25	214.16
〃 19:00	〃 20:30	〃 20:54	1 54	12	62.17
				(113)	(271.02)
10日 20:00	10日 23:19	10日 23:19	3時間 19分	47	214.19
〃 19:30	11日 0:00	11日 0:30	5 00	45	341.71
〃 19:00	〃 0:40	〃 0:40	5 40	52	287.50
〃 19:00	10日 22:34	〃 1:03	6 03	35	248.31
				(179)	(274.22)
10日 20:00	10日 23:40	11日 0:30	4時間 30分	18	403.56
〃 20:00	11日 0:36	〃 0:30	4 36	50	249.10
〃 20:00	10日 23:25	10日 22:50	3 25	37	412.41
〃 20:00	〃 23:40	11日 0:05	4 05	33	218.18
				(138)	(305.64)
10日 20:00	10日 23:00	10日 23:35	3時間 35分	56	151.73
〃 20:00	〃 23:30	〃 23:45	3 45	38	364.84
〃 19:00	〃 23:43	〃 23:30	4 43	28	162.96
〃 20:00	〃 23:40	〃 23:30	3 40	61	128.33
〃 20:00	〃 23:40	11日 1:00	5 00	29	247.79
〃 20:00	〃 23:20	〃 0:45	4 45	86	187.47
〃 20:00	〃 23:30	10日 23:45	3 45	24	259.00
〃 20:00	〃 23:30	〃 23:30	3 30	46	114.20
				(368)	(188.95)
10日 19:30	10日 23:05	10日 23:05	3時間 35分	58	113.71
〃 19:00	〃 21:26	〃 21:26	2 26	56	143.64
〃 19:00	〃 22:20	〃 22:20	3 20	30	216.17
〃 19:00	〃 21:45	〃 22:20	3 20	34	226.44
〃 20:00	〃 22:03	〃 21:45	2 03	18	52.78
〃 19:30	〃 22:03	〃 21:08	2 33	29	51.48
				(225)	(138.96)
10日 20:00	10日 22:35	(無投票)	2時間 35分	41	516.49
〃 20:00	〃 23:10		3 10	35	184.31
〃 20:00	〃 23:01		3 01	28	302.57
				(104)	(347.11)

郡名	区分 町村名	開票 区 数	開票期日別 有権者数		開票期日別投票総数			
			即日開票 4月10日	翌日開票 4月11日	知事選挙		県議選挙	
					即日開票	翌日開票	即日開票	翌日開票
浮羽郡	吉井町 田主丸町 浮羽町	1	12,913		10,955		10,950	
		1	16,283		13,223		13,219	
		1	13,893		11,498		11,491	
	計	(3)	42,589		35,671		35,660	
三井郡	北野町 大刀洗町	1	10,000		7,758		7,755	
		1	9,375		7,073		7,071	
	計	(2)	19,375		14,831		14,826	
三潴郡	城島町 大木町 三潴町	1	10,130		9,430		9,429	
		1	9,321		8,441		8,441	
		1	10,036		8,898		8,896	
計	(3)	29,487		26,769		26,766		
八女郡	黒上町 立花町 広部村 矢野村	1	12,985		10,929		10,926	
		1	4,038		3,262		3,262	
		1	10,852		8,752		8,748	
		1	12,184		9,319		9,314	
		1	2,088		1,758		1,757	
		1	3,674		3,048		3,045	
計	(6)	45,821		37,068		37,052		
山門郡	瀬高町 大三橋町 三山町	1	19,527		17,451		17,447	
		1	13,674		12,122		12,122	
		1	12,194		10,529		10,525	
		1	4,668		4,239		4,239	
計	(4)	50,063		44,341		44,333		
三池郡	高田町 香添町 春田町 金糸川町 赤方町 大赤町	1	12,996		11,035		11,034	
		1	11,092		9,037		9,032	
		1	12,146		10,291		10,287	
		1	6,177		4,858		4,856	
		1	8,283		6,796		6,792	
		1	17,335		14,456		14,451	
		1	7,057		5,954		5,951	
		1	5,954		5,130		5,128	
		1	5,189		4,266		4,265	
		1	2,931		2,486		2,485	
		計	(9)	76,164		63,274		63,247
京都郡	苅田町 犀川町 勝山町 豊津町	1	21,866		16,422		16,402	
		1	7,120		5,615		5,611	
		1	4,922		3,749		3,747	
		1	6,402		4,997		4,994	
計	(4)	40,310		30,783		30,754		
築上郡	椎田町 吉富町 築城町 新吉富村 大平村	1	10,032		8,307		8,300	
		1	5,355		4,249		4,245	
		1	8,233		6,346		6,346	
		1	2,928		2,459		2,459	
		1	3,684		3,207		3,205	
計	(5)	30,232		24,568		24,555		

開票開始時刻	開票終了時刻		開票所要時間	開票事務 従事者数 (人)	開票事務従 事者1人当 り投票総数 (知事選挙)
	知事選挙	県議選挙			
10日 19:00	10日 23:00	10日 23:15	4時間 15分	31	353.39
10日 19:30	10日 23:55	10日 23:55	4時間 25分	51	259.27
// 19:00	// 22:30	// 22:30	3 30	31	370.74
				(113)	(315.67)
10日 19:00	10日 22:25	10日 22:25	3時間 25分	28	277.07
// 19:30	// 22:19	// 22:20	2 50	21	336.81
				(49)	(302.67)
10日 19:30	10日 22:40	10日 22:50	3時間 20分	18	523.89
// 19:30	// 23:30	// 23:30	4 00	29	291.07
// 19:30	11日 0:20	11日 1:05	5 35	14	635.57
				(61)	(438.84)
10日 19:30	10日 22:10	11日 0:30	5時間 00分	42	260.21
// 20:00	// 22:16	10日 22:30	2 30	43	75.86
// 19:30	// 22:24	// 22:30	3 00	35	250.06
// 19:30	// 22:29	// 22:47	3 17	36	258.86
// 19:30	// 21:30	// 21:38	2 08	23	76.43
// 19:30	// 21:30	// 22:35	3 35	42	72.57
				(221)	(167.73)
10日 19:30	10日 23:40	11日 0:05	4時間 35分	50	349.02
// 19:30	// 23:50	10日 23:50	4 20	40	303.05
// 19:30	// 23:30	// 23:50	4 20	34	309.68
// 19:30	// 21:53	// 22:52	3 22	26	163.04
				(150)	(295.60)
10日 19:30	10日 22:53	10日 23:25	3時間 55分	(56)	(197.05)
10日 19:30	10日 22:34	10日 23:10	3時間 40分	44	205.39
// 20:00	// 23:00	// 23:00	3 00	64	160.80
// 19:30	// 22:15	// 22:15	2 45	34	142.88
// 20:00	// 23:00	// 23:15	3 15	48	141.58
// 19:30	11日 0:33	11日 0:40	5 10	49	295.02
// 19:30	10日 22:30	10日 22:30	3 00	31	192.06
// 19:30	// 23:31	// 23:34	4 04	28	183.21
// 19:30	// 22:30	// 22:50	3 20	13	328.15
// 19:30	// 21:55	// 22:15	2 45	13	191.23
				(324)	(195.29)
10日 19:30	11日 1:00	11日 1:38	6時間 08分	37	443.84
// 20:00	10日 23:30	10日 23:30	3 30	31	181.13
// 19:00	// 22:00	// 21:43	3 00	25	149.96
// 19:00	// 21:52	// 22:10	3 10	28	178.46
				(121)	(254.40)
10日 19:30	10日 22:00	10日 21:45	2時間 30分	28	296.68
// 19:30	// 21:30	// 23:05	3 35	30	141.63
// 19:30	11日 0:00	11日 0:20	4 50	29	218.83
// 19:30	10日 21:37	10日 21:45	2 15	21	117.10
// 19:30	// 21:22	// 21:47	2 17	31	103.45
				(139)	(176.75)

9. 県知事及び県議会議員一般選挙の法定得票数及び供託金没収点に関する調

1. 知事選挙

有効投票数	法定得票数	供託金の没収点
2, 393, 132	598, 283. ⁰⁰⁰	239, 313. ²⁰⁰

2. 県議会議員一般選挙

選挙区名	定数	有効投票数	法定得票数	供託金の没収点
北九州市門司区	3	71, 189	5, 932. 416	2, 372. 966
北九州市小倉北区	5	94, 620	4, 731. 000	1, 892. 400
北九州市小倉南区	3	81, 312	6, 776. 000	2, 710. 400
北九州市若松区	2	42, 427	5, 303. 375	2, 121. 350
北九州市八幡東区	2	57, 405	7, 175. 625	2, 870. 250
北九州市八幡西区	5	120, 902	6, 045. 100	2, 418. 040
北九州市戸畑区	2	40, 406	5, 050. 750	2, 020. 300
福岡市東区	3	102, 435	8, 536. 250	3, 414. 500
福岡市博多区	3	81, 049	6, 754. 083	2, 701. 633
福岡市中央区	3	62, 057	5, 171. 416	2, 068. 566
福岡市南区	4	100, 299	6, 268. 687	2, 507. 475
福岡市城南区	2	51, 965	6, 495. 625	2, 598. 250
福岡市早良区	3	81, 722	6, 810. 166	2, 724. 066
福岡市西区	2	61, 045	7, 630. 625	3, 052. 250
大牟田市・三池郡	4	102, 040	6, 377. 500	2, 551. 000
久留米市	4	114, 198	7, 137. 375	2, 854. 950
直方市	1	34, 207	8, 551. 750	3, 420. 700
飯塚市	2	42, 015	5, 251. 875	2, 100. 750
田川市	1	36, 202	9, 050. 500	3, 620. 200
柳川市	1	24, 622	6, 155. 500	2, 462. 200
甘木市	1	24, 067	6, 016. 750	2, 406. 700
八女市	1	23, 039	5, 759. 750	2, 303. 900

選挙区名	定数	有効投票数	法定得票数	供託金の没収点
筑後市	1	24,609	6,152. ²⁵⁰	2,460. ⁹⁰⁰
大川市	1	29,118	7,279. ⁵⁰⁰	2,911. ⁸⁰⁰
行橋市	1	30,037	7,509. ²⁵⁰	3,003. ⁷⁰⁰
豊前市	1	18,446	4,611. ⁵⁰⁰	1,844. ⁶⁰⁰
中間市	1	26,813	6,703. ²⁵⁰	2,681. ³⁰⁰
小郡市・三井郡	1	35,372	8,843. ⁰⁰⁰	3,537. ²⁰⁰
筑紫野市	1	31,229	7,807. ²⁵⁰	3,122. ⁹⁰⁰
春日市・筑紫郡	1	41,802	10,450. ⁵⁰⁰	4,180. ²⁰⁰
大野城市	1	27,785	6,946. ²⁵⁰	2,778. ⁵⁰⁰
宗像市	1	32,345	8,086. ²⁵⁰	3,234. ⁵⁰⁰
太宰府市	1	26,560	6,640. ⁰⁰⁰	2,656. ⁰⁰⁰
粕屋郡	3	93,264	7,772. ⁰⁰⁰	3,103. ⁸⁰⁰
宗像郡	1	28,586	7,146. ⁵⁰⁰	2,858. ⁶⁰⁰
遠賀郡	2	47,561	5,945. ¹²⁵	2,378. ⁰⁵⁰
鞍手郡	1	41,124	10,281. ⁰⁰⁰	4,112. ⁴⁰⁰
嘉穂郡・山田市	3	76,603	6,383. ⁵⁸³	2,553. ⁴³³
朝倉郡	1	30,515	7,628. ⁷⁵⁰	3,051. ⁵⁰⁰
糸島郡	1	(無投票)	—	—
浮羽郡	1	33,880	8,470. ⁰⁰⁰	3,388. ⁰⁰⁰
三潴郡	1	26,264	6,566. ⁰⁰⁰	2,626. ⁴⁰⁰
八女郡	1	35,454	8,863. ⁵⁰⁰	3,545. ⁴⁰⁰
山門郡	2	43,387	5,423. ³⁷⁵	2,169. ³⁵⁰
田川郡	2	60,713	7,589. ¹²⁵	3,035. ⁶⁵⁰
京都郡	1	28,878	7,219. ⁵⁰⁰	2,887. ⁸⁰⁰
築上郡	1	23,395	5,848. ⁷⁵⁰	2,339. ⁵⁰⁰

<参考>

$$\text{法定得票数} = \frac{\text{有効投票数}}{\text{定数}} \times \frac{1}{4}$$

(§ 95条)

$$\text{供託金の没収点} = \frac{\text{有効投票数}}{\text{定数}} \times \frac{1}{10}$$

(§ 93条)

10. 福岡県知事・福岡県議会議員一般選挙投・開票速報要綱及び実施要領

58 選管第 1 号

昭和58年 4月 1日

各市区町村選挙管理委員会委員長 殿

福岡県選挙管理委員会

委員長 宮崎時春

福岡県知事選挙及び福岡県議会議員一般選挙における投票 及び開票状況の速報について

昭和58年4月10日執行の福岡県知事選挙及び福岡県議会議員一般選挙における投票及び開票状況速報については、「県知事・県議会議員選挙投・開票速報要綱」及び「県知事・県議会議員選挙投開票速報実施要領」により実施することとしたので、各市区町村選挙管理委員会におかれては、迅速かつ正確に処理されるよう、特段のご協力をお願いします。

県知事・県議会議員選挙投・開票速報要綱

1. 目的

公職選挙法第6条第2項の規定により、各市区町村選挙管理委員会（以下「市区町村選管」という。）及び報道機関の協力のもとに、選挙人に対し、投・開票の結果を速報し、選挙に対する関心を高揚を図るとともに、選挙速報の円滑化に寄与することを目的とする。

2. 県知事・県議会議員選挙投・開票速報本部の設置

- (1) 県知事・県議会議員選挙の投・開票速報を実施するため、福岡県庁3階講堂に「県知事・県議会議員選挙投・開票速報本部」（以下「本部」という。）を設置する。
- (2) 本部に本部長及び本部長を若干名おく。本部長は福岡県選挙管理委員会（以下「県選管」という。）の委員長を、本部長は報道機関の代表者及び県選管の書記長等をもってこれにあてる。
- (3) 本部は、投開票状況の速報にあたっては県選管と常に連携を密にして速報の万全を期する。

3. 本部の投・開票速報事務

本部の投・開票速報事務は、各市区町村選管から投票結果及び開票結果（候補者別得票数）の速報を受信し、これを点検、集計のうえ（自治省に報告後）各報道機関に対して発表する。

(1) 投票結果速報

① 速報の系統及び速報現在時刻

速報は、別紙1の県知事・県議会議員選挙投・開票速報系統により行う。

各市区町村選管からの速報現在時刻等は、次のとおりとする。

回数	投票速報現在時刻	摘要
1	9時00分	集計後直ちに発表
2	11時00分	〃
3	14時00分	〃
4	16時00分	〃
5	17時30分	〃
6	結了	結了報告集計後

② 発表時刻

中間速報・結了報告ともに各市区町村選管からの速報の集計が完了次第直ちに発表する。

③ 発表方法

中間速報は市区郡別に、結了報告は市区町村別にそれぞれ集計し、報道機関に対してのみ発表する。

(2) 開票結果速報

① 速報の系統

開票速報は、別紙1の速報系統により行う。

なお、各市区町村選管が本部に対して行う速報の要領は、別添「県知事・県議会議員選挙投・開票速報実施要領」（以下「実施要領」という。）による。

② 発表時刻

ア 即日開票

知事	議会議員
21時00分	21時00分
22時00分	22時00分
22時30分	
23時00分	23時00分
(以後30分毎)	(以後1時間毎)

知事選挙については午後9時から発表を開始し、次回は午後10時、午後10時以後は、結了するまで30分間隔で発表する。

県議会議員選挙については午後9時から発表を開始し、結了するまで1時間間隔で発表する。

イ 翌日開票

知事	議会議員
10時00分	10時00分
10時30分	
11時00分	11時00分
(以後30分毎)	(以後1時間毎)

知事選挙、県議会議員選挙とも午前10時から発表を開始し、知事選挙については30分間隔で県議会議員選挙については、1時間間隔で発表する。

③ 発表方法

即日開票、翌日開票ともに、知事選挙については、中間速報は市区郡別に、結了報告は市区町村別に、県議会議員選挙については中間速報、結了報告ともに選挙区別に集計し、各報道機関に対してのみ発表する。

4. 市区町村選管の投・開票速報事務

(1) 投票結果速報

各市区町村選管は、中間速報にあつては実施要領に定める速報受信時刻に、結了報告にあつては結了後直ちに、それぞれ投票の結果を本部に速報する。

(2) 開票結果速報

市区町村選管は、中間速報にあつては実施要領に定める速報受信時刻に、開票が結了した場合は結了後直ちに、それぞれ開票の結果を本部に速報するものとする。

5. 速報の統一

速報は本部において一括して行う。

ただし、市区町村選管の発表は、本部の発表後とする。

6. 本部の速報事務処理体制

- (1) 本部に総務班、受信班及び集計班を置き、実施要領に定める投・開票速報の事務処理にあたるものとし、事務従事者には県選管の職員及び臨時雇用者をもってあてる。

なお、開票結果の審査班は県庁8階802会議室におく。

(2) 各班の事務

ア 投・開票速報事務

(ア) 総務班

総務班は、市区町村選管からの速報に関する調査・照会、集計班から回付された投票結果及び開票結果（候補者別得票数）の点検、自治省に対する報告、報道機関に対する発表、庁内掲示並びに投・開票結果集計表のコピー事務等に従事し、あわせて各班の連絡調整にあたる。

(イ) 受信班

受信班は、各市区町村選管から投・開票速報を受信し、集計班に回付する。

(ウ) 集計班

集計班は、受信班から回付された投・開票速報の各事項について点検後、集計用紙に転記し、集計のうえ総務班に回付する。

イ 開票結果報告事務

審査班

審査班は、別に指示するところに従い、各市区町村の各開票管理者からの開票結果報告について審査、点検、照合を行う。

7. 臨時電話の架設

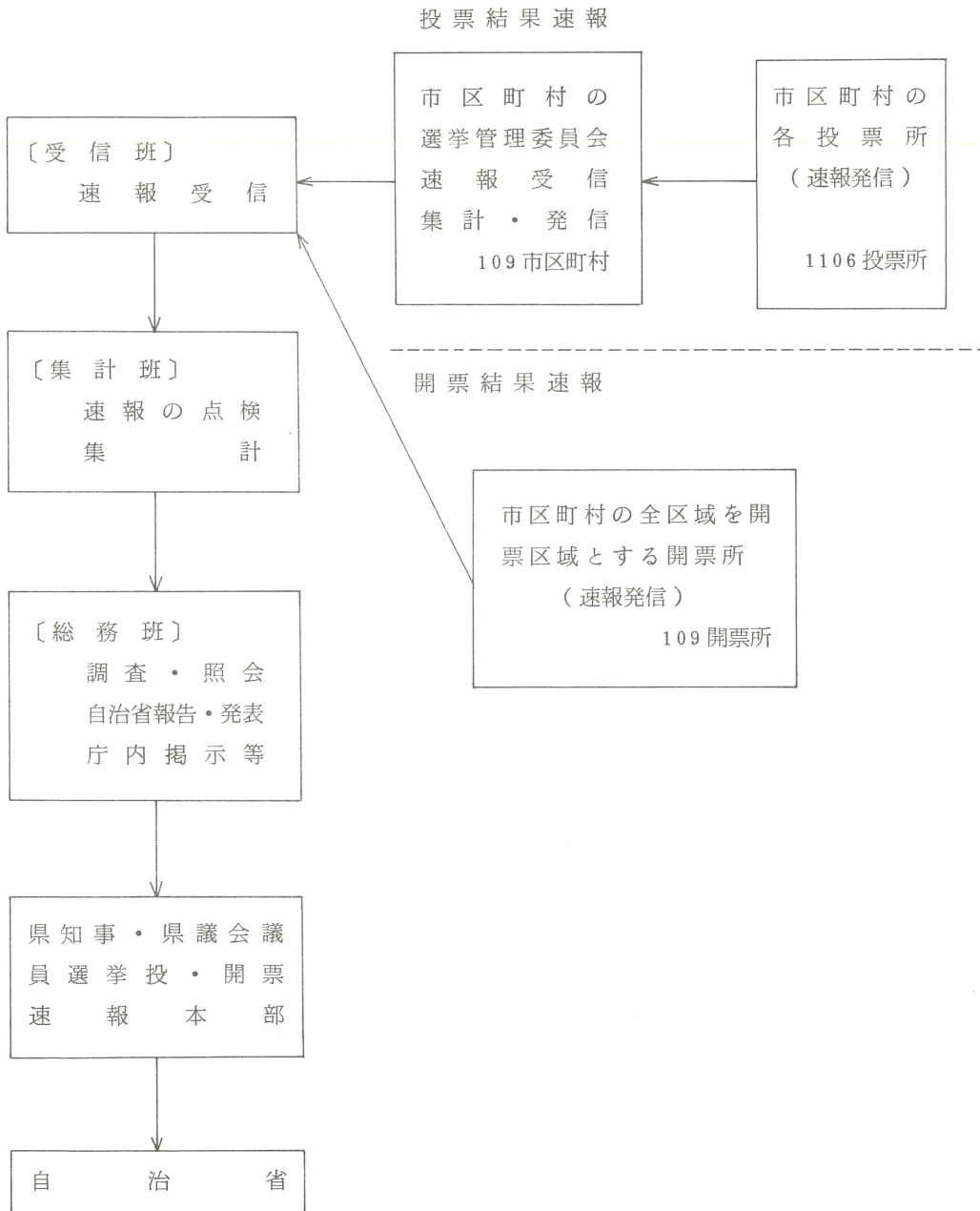
投・開票速報を実施するため、本部に4月9日から4月11日までの3日間別紙2のとおり臨時電話30基を架設する。

8. 速報本部会場の規制

本会場には、関係者以外の立入を禁止する。

別紙 (1)

県知事・県議会議員選挙投・開票速報系統図



県知事・県議会議員選挙投・開票速報実施要領

4月10日執行の県知事・県議会議員選挙における投・開票速報は、次の要領により実施する。

1. 選挙当日有権者見込数の速報（本部から市区町村に電話し、報告を求める。）

(1) 選挙当日有権者数の範囲

選挙当日有権者は市区町村の選挙人名簿に登録されている者で、選挙の当日選挙権を有する者をいい、次の者は含まれない。

- ① 抹消されている者
- ② 失権の表示がなされている者
- ③ 転出の表示がなされている者（引き続き県内の他の市町村に住所を移した者はなお県の選挙の選挙権を有するが、選挙当日有権者見込数には含まれないものとして処理する。）

④ 速報の系統及び事務分担等

速報は、別紙(1)の選挙当日有権者見込数速報系統及び事務分担表により4月9日午前10時から12時までの間に、本部から直接各市区町村選管に電話で報告を求めるので市区町村選管は直ちに報告できるよう準備を完了して待機しておくこと。

報告は、別紙第1号様式の事項中(a)欄から(e)欄までを報告する。

本部は、別紙第2号様式により受信し、集計する。

2. 投票結果速報

(1) 速報の系統及び事務分担等

速報の系統及び事務分担等は別紙(2)のとおりとする。

(2) 速報の回数及び速報現在時刻等

速報の回数及び速報現在時刻等は次表のとおりとする。ただし、県議会議員選挙については、結了報告のみとする。

速報の区分	回数	速報現在時刻	速報（受信）時間		速報本部集計時間	備考
			開始時刻	終了時刻		
中間速報	第1回	9時	9:00	9:20	9:20～9:50	本部集計がまとまり次第直ちに報道機関に対して発表する。
	第2回	11時	11:00	11:20	11:20～11:50	
	第3回	14時	14:00	14:20	14:20～14:50	
	第4回	16時	16:00	16:20	16:20～16:50	
	第5回	17時30分	17:30	17:50	17:50～18:20	
結了報告	結了後直ちに知事選挙及び県議選挙の投票結果を本部に報告すること。					自治省に報告後発表する。

(3) 速報の要領

① 中間報告（本部から市区町村選管に電話し、報告を求める。）

速報受信開始時刻になれば別紙(2)の1の投票速報系統及び、事務分担表により本部から各市区町村

選管に電話で速報を求めると、市区町村選管は、投票者数の集計を終了し、いつでも速報に応じられるよう速報用電話は他との通話を一時中止して待機しておくこと。

② **結了報告**（市区町村選管から本部に電話報告をする。）

投票結果の集計が完了したときは、直ちに、各市区町村選管から本部に対して別紙(2)の1の事務分担表に指定している電話により報告すること。

19時30分までに報告できない市区町村選管は、すみやかに集計のうえ別紙(2)の2の予備電話によって報告する。（本部の速報用電話<指定電話>は19時30分以降は開票結果速報に用いるので絶対に使用しないこと。）

③ **速報用紙及び速報事項**

中間速報は、知事選挙についてのみ別紙第1号様式の投票結果速報用紙の事項中(ア)欄(h)欄(第1回速報は(e)欄も)を別紙第4号様式により集計のうえ報告すること。(h)欄の算出は $(\frac{f}{e} \times 100)$ とすること。

本部は別紙第5号様式により受信し、別紙第4号様式により集計し、発表する。

結了報告は、各市区町村選管から、知事選挙及び県議会議員選挙について、それぞれ別紙第1号様式の事項中(e)欄、(b)欄、(e)欄、(f)欄<(g)+(f)>、(g)欄、(h)欄及び不在者投票者数{(f)のうち(1)+(5)}を別紙第4号様式により集計のうえ報告する。

この場合、(f)欄の数には、不在者投票者数を含んだものとなるので注意すること。

本部は知事選挙及び県議会議員選挙について、それぞれ別紙第5号様式により受信し、別紙第4号様式及び第6号様式により集計し発表する。

なお、投票率(h)欄については、小数点以下第2位まで(小数点以下第3位を四捨五入する。)を報告すること。

8. **開票速報**

(1) **速報の系統及び事務分担等**

① **中間速報**(本部から市区町村選管に電話し、報告を求めると。)

即日開票を行う市町村は別紙(3)の即日開票結果速報系統及び事務分担表により、また翌日開票を行う北九州市及び福岡市の各区は、別紙(4)の翌日開票結果速報系統及び事務分担表により、それぞれ本部から直接各市区町村選管に電話で報告を求めると。

② **結了報告**(市区町村選管から本部に電話報告をする。)

開票が結了した場合は、直ちに、即日開票については別紙(3)の事務分担表の指定電話により、翌日開票については別紙(4)の事務分担表の指定電話により、それぞれ各市区町村選管から本部へ報告すること。

(2) **速報の要領**

① **中間速報**

イ 別紙(5の1)(5の2)(5の3)(5の4)(6の1)及び(6の2)の開票結果速報受信時刻に、本部から電話をかけて報告を求めると、各市区町村選管はあらかじめ知事選挙及び県議会議員選挙の開票結果の集計を終え速報用電話の使用を中止して、直ちに速報に応じられる体制を

整えておく。

- ロ 報告は、知事選挙については別紙第7号様式により、県議会議員選挙については別紙第8号様式により、それぞれ行う。

速報すべき事項は各候補者の得票数及びその合計数についてのみ報告する。

開票結果速報受信時刻において、候補者の得票数に変化がない場合は、前回速報時の得票数を報告すること。

- ハ 本部は、知事選挙については別紙第9号様式により受信し、別紙第11号様式により、集計し発表する。

県議会議員選挙については、別紙第10号様式により受信し、集計のうえ発表する。

② 結了報告

市区町村の開票が結了したときは、各市区町村選管は直ちに本部に電話で、知事及び県議会議員選挙の各候補者の得票数等を報告する。

投票人総数と投票総数とが一致しない場合は、その理由を備考欄に記入のうえ報告すること。

報告は、知事選挙については別紙第7号様式により、県議会議員選挙については別紙第8号様式により、それぞれ全ての項目について報告すること。

本部は、知事選挙については、別紙第9号様式により受信し、県議会議員選挙については、中間速報同様別紙第12号様式により受信し、それぞれ集計のうえそれぞれ発表する。

(3) 受信・発信の要領

① 候補者氏名及び得票数の読み方

市区町村選管から本部へ報告する場合は、候補者の得票数については、たとえば「^{フタジユウ}2
ロクマンナナセンゴヒヤクフタジュウヨン
6 7、 5 2 4」と読みあげ、本部が復唱するときは、候補者の氏名については、
その姓のみを読みあげ、得票数については、「^ニ2 ^{ロク}6 ^{ナナ}7、 ^ゴ5 ^ニ2 ^{ヨン}4」と読みかえすものとする。

- ② 候補者の得票数が全くないときは「零」と、候補者が死亡者である場合、及び立候補の辞退とみなされた場合は、「欠番」と報告する。

③ 開票結了報告後の措置

開票の結了報告が終った後においても、当該報告に関して照会することがあるので、速報責任者は市(区)役所、町村役場又は開票速報場所に約30分間程度は待機しておくこと。

④ 質疑応答用電話の指定

開票結果速報の訂正、質疑等の連絡には必ず予備電話を使用すること。

4. 開票結果の報告

開票結果の報告に関する調書の提出及び審査は次の要領で行う。

(1) 報告書類審査の日程

- ① 即日開票の市町村については(別紙(7)の開票結果報告審査事務分担表により)4月11日午前9時から午後4時までの間。
- ② 翌日開票の北九州市及び福岡市の各区については、4月12日の午前中(11時まで)

③ 審査検収は、県庁 8 階 8 0 2 会議室において行う。

(2) そ の 他

① 開票結果の報告にあたっては、質疑に対して十分回答できる職員を派遣すること。

② 開票結果報告の際、提出する書類は、次のとおりである。

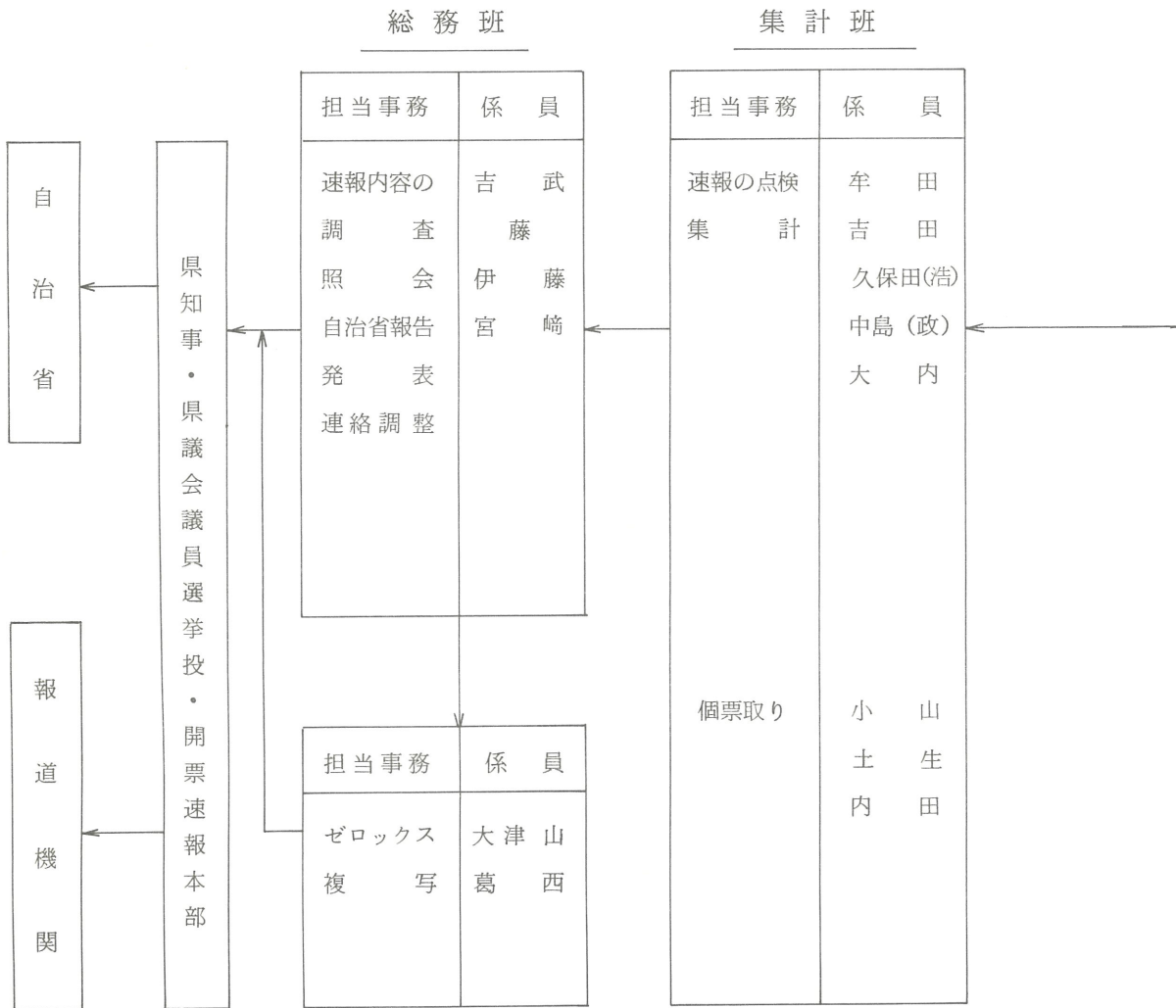
◦ 送付書（開票管理者から選挙長へ）

◦ 開票録の写し

◦ 投票者調（第 1 号様式）

別紙 (1)

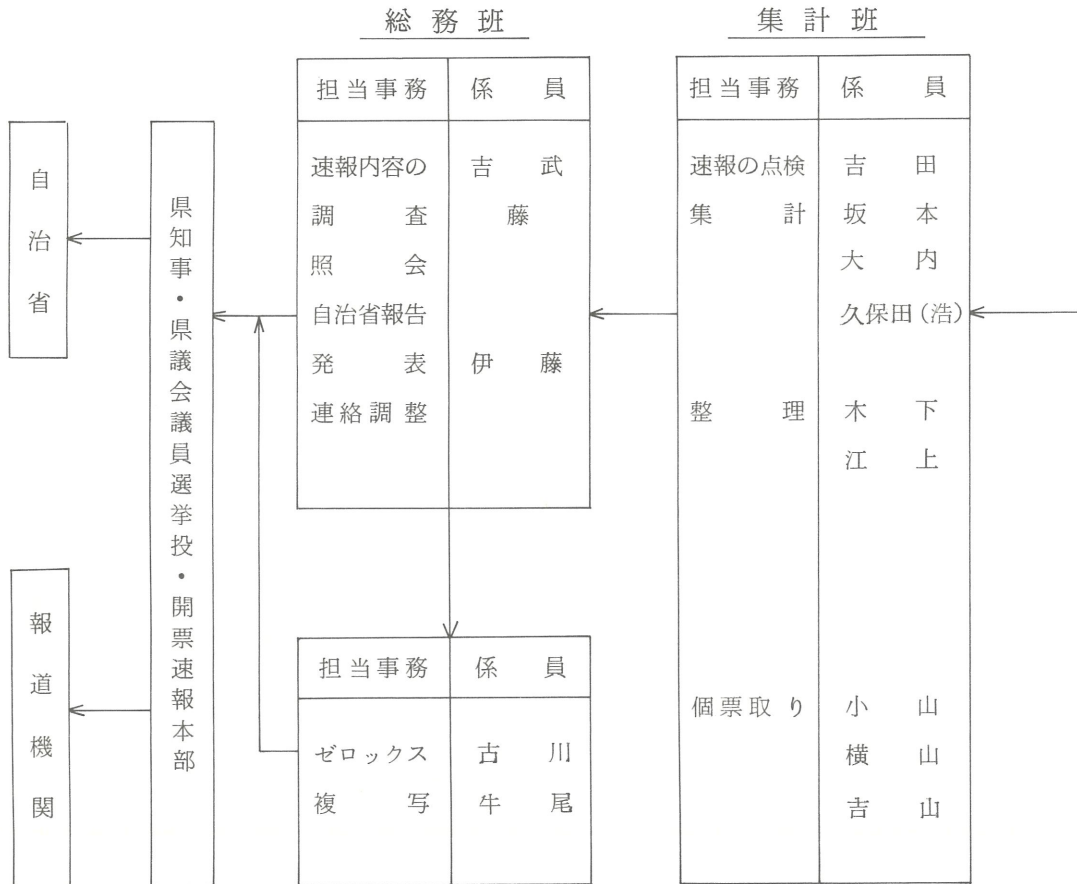
選挙当日有権者見込数速報系統及び事務分担表
 (4月9日午前10時~12時)



受信班

本部 電話番号	区分	担当者	市 区 町 村 名			
			第 1 班	第 2 班	第 3 班	第 4 班
651-8630		真 山	門 司 区	筑 紫 野 市	桂 川 町	瀬 高 町
651-8631		久 保 田 (眞)	小 倉 北 区	春 日 市	稻 築 町	大 和 町
651-8632		野 口	小 倉 南 区	大 野 城 市	碓 井 町	三 橋 町
651-8633		中 村	若 松 区	宗 像 市	嘉 穂 町	山 川 町
651-8634		古 川	八 幡 東 区	太 宰 府 市	筑 穂 町	高 田 町
651-8635		坂 本	八 幡 西 区	那 珂 川 町	穂 波 町	香 春 町
651-8636		牛 尾	戸 畑 区	宇 美 町	庄 内 町	添 田 町
651-8637		梅 野	東 区	篠 栗 町	穎 田 町	金 田 町
651-8638		原 田	博 多 区	志 免 町	杷 木 町	糸 田 町
651-8639		花 村	中 央 区	須 恵 町	朝 倉 町	川 崎 町
651-8960		江 上	南 区	新 宮 町	三 輪 町	赤 池 町
651-8961		松 尾	城 南 区	古 賀 町	夜 須 町	方 城 町
651-8962		木 室	早 良 区	久 山 町	小 石 原 村	大 任 町
651-8963		花 田 (眞)	西 区	粕 屋 町	宝 珠 山 村	赤 村
651-8964		木 下	大 牟 田 市	福 間 町	吉 井 町	苅 田 町
651-8965		中 原	久 留 米 市	津 屋 崎 町	田 主 丸 町	犀 川 町
651-8966		高 田	直 方 市	玄 海 町	浮 羽 町	勝 山 町
651-8967		井 上 (旬)	飯 塚 市	大 島 村	北 野 町	豊 津 町
651-8968		中 川	田 川 市	芦 屋 町	大 刀 洗 町	椎 田 町
651-8969		真 玉	柳 川 市	水 巻 町	城 島 町	吉 富 町
651-9060		金 谷	山 田 市	岡 垣 町	大 木 町	築 城 町
651-9061		金 子	甘 木 市	遠 賀 町	三 潞 町	新 吉 富 村
651-9062		井 上 (眞)	八 女 市	小 竹 町	黒 木 町	大 平 村
651-9063		山 崎	筑 後 市	鞍 手 町	上 陽 町	
651-9064		白 石	大 川 市	宮 田 町	立 花 町	
651-9065		宮 石	行 橋 市	若 宮 町	広 川 町	
651-9066		長 澤	豊 前 市	前 原 町	矢 部 町	
651-9067		清 水	中 間 市	二 丈 町	星 野 村	
651-9068		木 村	小 郡 市	志 摩 町		

投票結果速報系統及び事務分担表
(4 月 1 0 日)



受信班

本部 電話番号	区分	担当者	市区町村名				
			第 1 班	第 2 班	第 3 班	第 4 班	第 5 班
651-8630		中 川	門 司 区	八 女 市	福 間 町	杷 木 町	城 島 町
651-8631		木 室	小 倉 北 区	筑 後 市	津 屋 崎 町	朝 倉 町	大 木 町
651-8632		真 玉	小 倉 南 区	大 川 市	玄 海 町	三 輪 町	三 潞 町
651-8633		金 谷	若 松 区	行 橋 市	大 島 村	夜 須 町	香 春 町
651-8634		花 田(清)	八 幡 東 区	豊 前 市	芦 屋 町	小 石 原 村	添 田 町
651-8635		花 村	八 幡 西 区	中 間 市	水 巻 町	宝 珠 山 村	金 田 町
651-8636		○学生 1	戸 畑 区	小 郡 市	岡 垣 町	前 原 町	糸 田 町
651-8637		○ / 2	東 区	筑 紫 野 市	遠 賀 町	二 丈 町	川 崎 町
651-8638		○ / 3	博 多 区	春 日 市	小 竹 町	志 摩 町	赤 池 町
651-8639		○ / 4	中 央 区	大 野 城 市	鞍 手 町	吉 井 町	方 城 町
651-8960		○ / 5	南 区	宗 像 市	宮 田 町	田 主 丸 町	大 任 町
651-8961		○ / 6	城 南 区	太 宰 府 市	若 宮 町	浮 羽 町	赤 村
651-8962		○ / 7	早 良 区	那 珂 川 町	桂 川 町	黒 木 町	苅 田 町
651-8963		○ / 8	西 区	宇 美 町	稲 築 町	上 陽 町	犀 川 町
651-8964		○ / 9	大 牟 田 市	篠 栗 町	碓 井 町	立 花 町	勝 山 町
651-8965		○ / 10	久 留 米 市	志 免 町	嘉 穂 町	広 川 町	豊 津 町
651-8966		○ / 11	直 方 市	須 恵 町	筑 穂 町	矢 部 村	椎 田 町
651-8967		○ / 12	飯 塚 市	新 宮 町	穂 波 町	星 野 村	吉 富 町
651-8968		○ / 13	田 川 市	古 賀 町	庄 内 町	瀬 高 町	築 城 町
651-8969		○ / 14	柳 川 市	久 山 町	穎 田 町	大 和 町	新 吉 富 村
651-9060		○ / 15	山 田 市	粕 屋 町	北 野 町	三 橋 町	大 平 村
651-9061		○ / 16	甘 木 市	高 田 町	大 刀 洗 町	山 川 町	

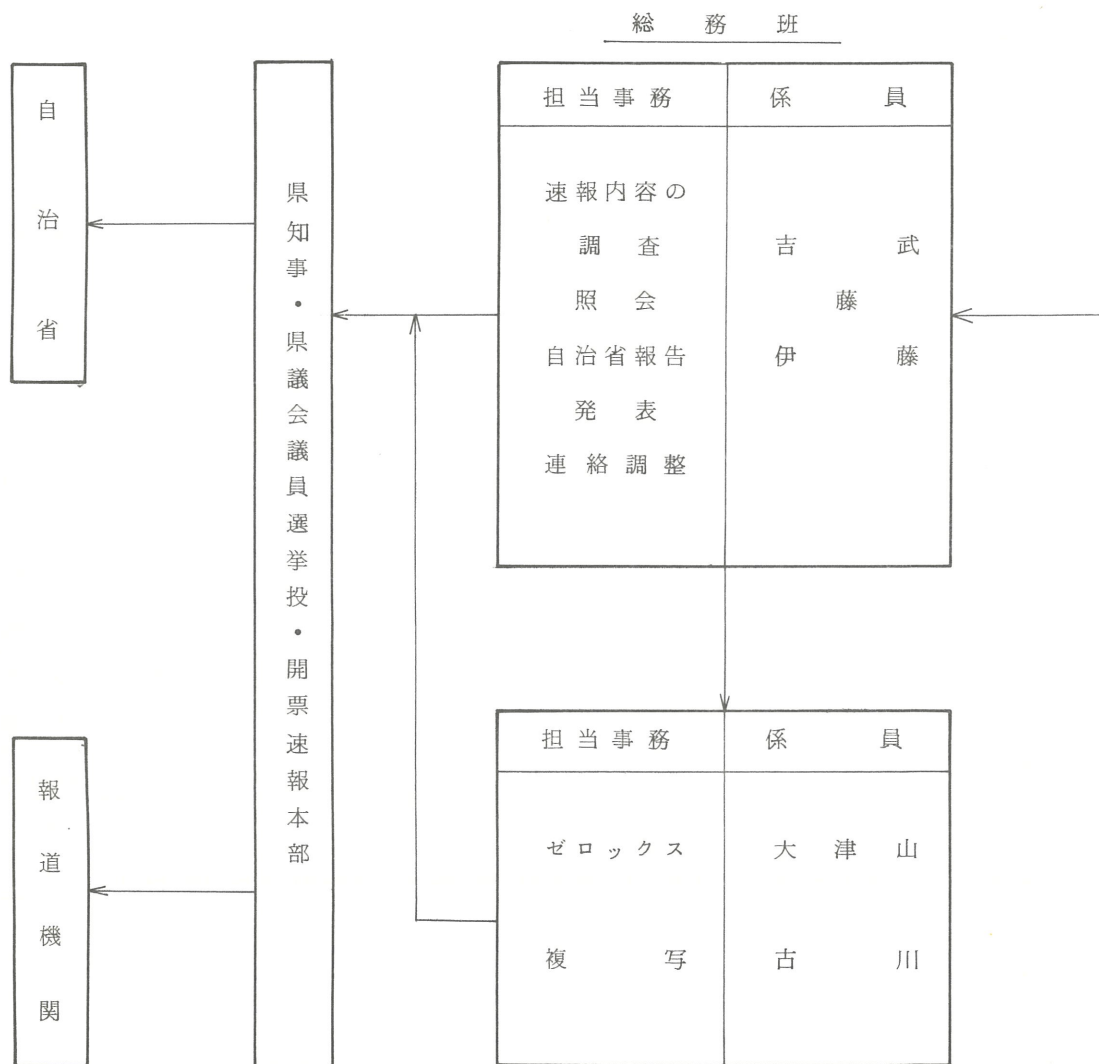
(注) 質疑等は予備電話を使用すること。

○印はアルバイト学生である。

予備電話番号 651局 9062、9063、9064、9065、
9066、9067、9068

投票結果速報系統及び事務分担表

(4月10日19時30分以後の結了報告)



集 計 班

受 信 班

担 当 事 務	係 員
速 報 の	真 玉
点 検	花 田 (清)
	木 下
	久 保 田 (浩)
集 計	吉 田
	坂 本
個 票 取 り	真 山
	小 山

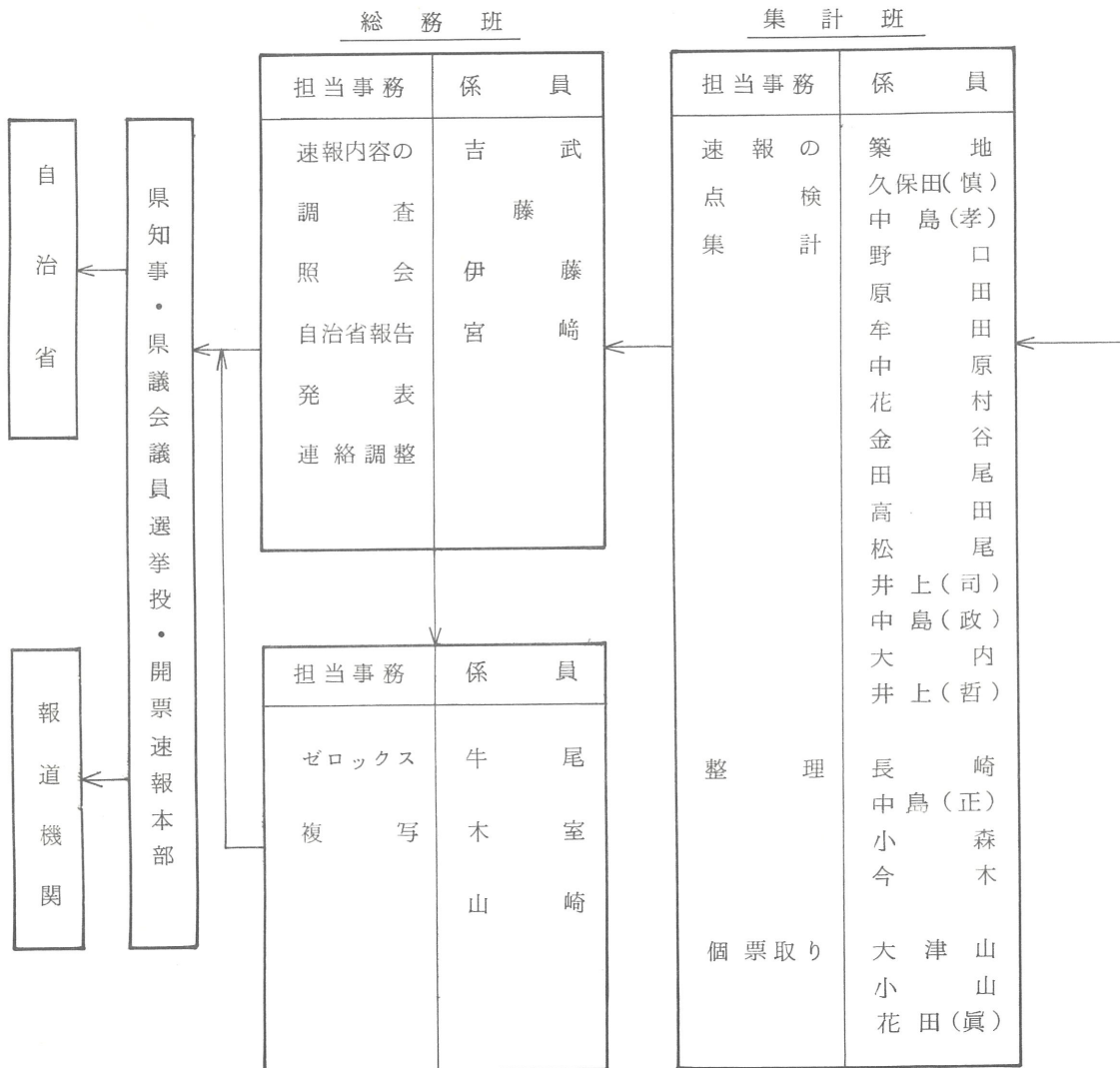
受 信
中 村
江 上
長 沢
木 村
白 石

予備電話番号

651局 9064、9065、9066
9067、9068

即日開票結果速報系統及び事務分担表

(4月10日～11日)



受信班

区分 本部 電話番号	担当者	市 区 名			
		第 1 班	第 2 班	第 3 班	第 4 班
651-8630	中 川	久留米市	直方市	上陽町	甘木市
651-8631	梅 野	山田市	筑後市	黒木町	中間市
651-8632	清 水	桂川町	芦屋町	立花町	城島町
651-8633	宮 石	稲築町	水巻町	広川町	大木町
651-8634	金 子	碓井町	岡垣町	矢部村	三潞町
651-8635	○学生 1	嘉穂町	遠賀町	星野村	前原町
651-8636	○ / 2	筑穂町	香春町	飯塚市	二丈町
651-8637	○ / 3	穂波町	添田町	太宰府市	志摩町
651-8638	○ / 4	庄内町	金田町	八女市	福岡町
651-8639	○ / 5	穎田町	糸田町	豊前市	津屋崎町
651-8960	○ / 6	宇美町	川崎町	大川市	玄海町
651-8961	○ / 7	篠栗町	赤池町	吉井町	大島村
651-8962	○ / 8	志免町	方城町	田主丸町	行橋市
651-8963	○ / 9	須恵町	大任町	浮羽町	大野城市
651-8964	○ / 10	新宮町	赤 村	小竹町	荏田町
651-8965	○ / 11	古賀町	杷木町	鞍手町	犀川町
651-8966	○ / 12	久山町	朝倉町	宮田町	勝山町
651-8967	○ / 13	粕屋町	三輪町	若宮町	豊津町
651-8968	○ / 14	大牟田市	夜須町	小郡市	椎田町
651-8969	○ / 15	高田町	小石原村	北野町	吉富町
651-9060	○ / 16	瀬高町	宝珠山村	大刀洗町	築城町
651-9061	○ / 17	大和町	田川市	筑紫野市	新吉富村
651-9062	○ / 18	三橋町	柳川市	春日市	大平村
651-9063	○ / 19	山川町	宗像市	那珂川町	

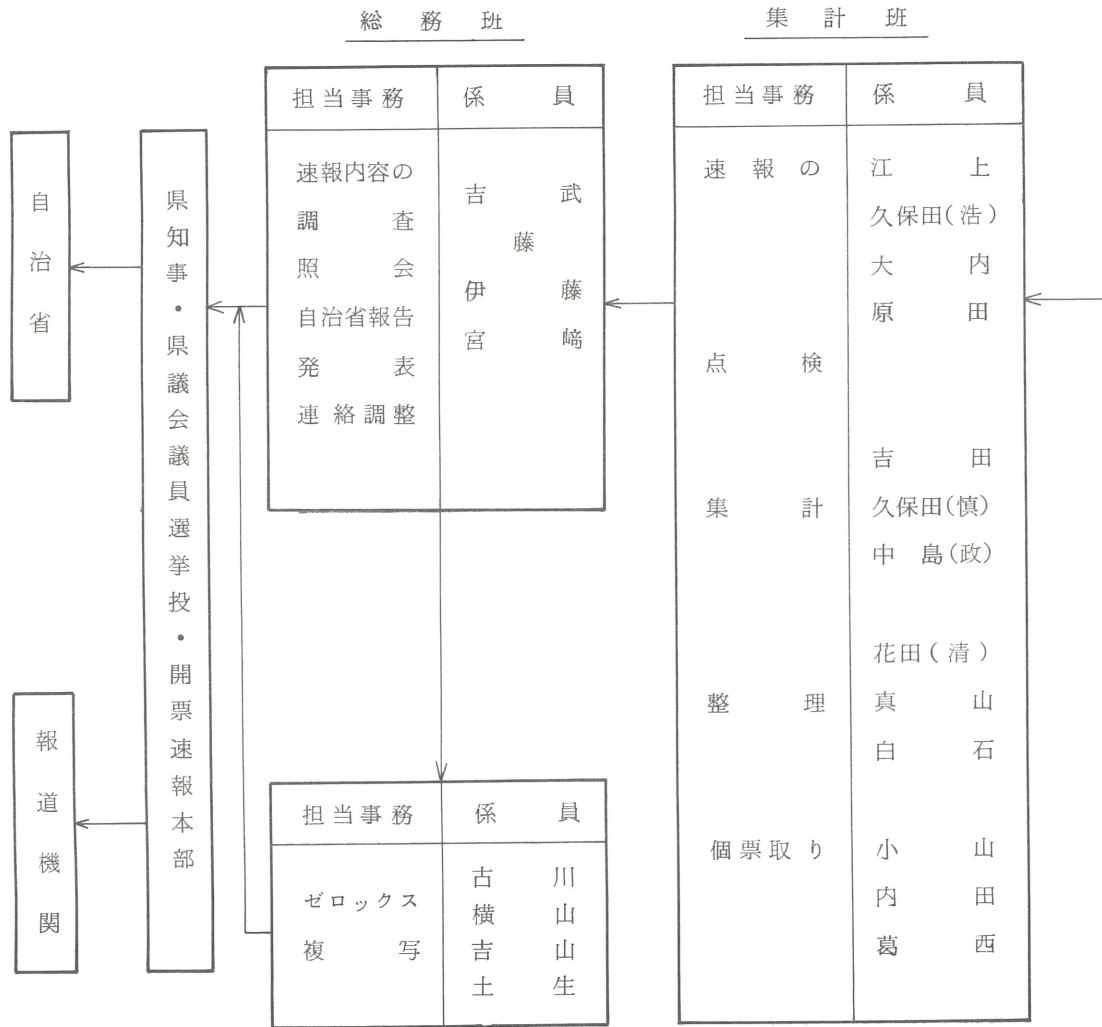
(注) 質疑等は予備電話を使用すること。

○印は学生アルバイトであること。

予備電話番号 651局 9064、9065、9066、9067、9068

翌日開票結果速報系統及び事務分担表

(4月11日)



受信班

区分 本部 電話番号	担当者	市 区 名			
		第 1 班	第 2 班	第 3 班	第 4 班
651-8962	○ 学生 1	門 司 区	西 区		
651-8963	○ 〃 2	小倉北区	中 央 区		
651-8964	○ 〃 3	小倉南区	博 多 区		
651-8965	○ 〃 4	若 松 区	南 区		
651-8966	○ 〃 5	八幡東区	東 区		
651-8967	○ 〃 6	八幡西区	早 良 区		
651-9063	○ 〃 7	戸 畑 区	城 南 区		

(注) 質疑等は予備電話を使用すること。

○印は学生アルバイトである。

予備電話番号 651局 8630、8631、8632、8633、8634
 8635、8636、8637、8638、8639
 8960、8961、8968、8969、9061
 9062、9064、9065、9066、9067
 9068

別紙(5の1) 即日開票

班別	本 部 電 話 番 号	発 信 先 市 町 村 名	市 町 村 電 話 番 号	速報 回数	速 報 時 間
第 1 班	651-8630	久留米市	0942-33-9604	1	20:00
	651-8631	山田市	09485-3-1581	2	21:00
	651-8632	桂川町	09486-5-3646	3	21:30
	651-8633	稲築町	09484-2-1590	4	22:00
	651-8634	碓井町	094862-2702	5	22:30
	651-8635	嘉穂町	09485-7-2990	6	23:00
	651-8636	筑穂町	09487-2-1100	7	23:30
	651-8637	穂波町	09482-4-2204	8	0:00
	651-8638	庄内町	09488-2-1590	9	0:30
	651-8639	頼田町	09496-2-5560	10	1:00
	651-8960	宇美町	932-1111	11	1:30
	651-8961	篠栗町	947-5133	12	2:00
	651-8962	志免町	936-4204	13	2:30
	651-8963	須恵町	933-6004	14	3:00
	651-8964	新宮町	962-0230	15	3:30
	651-8965	古賀町	943-9701	16	4:00
	651-8966	久山町	976-2321	17	4:30
	651-8967	粕屋町	938-2311	18	5:00
	651-8968	大牟田市	0944-56-4433	19	5:30
	651-8969	高田町	09442-2-4062	20	6:00
	651-9060	瀬高町	09446-3-4597	21	6:30
	651-9061	大和町	09447-6-3766	22	7:00
651-9062	三橋町	09447-3-7783			
651-9063	山川町	09446-7-2260			

別紙(5の2) 即日開票

班別	本 部 電 話 番 号	発 信 先 市 町 村 名	市 町 村 電 話 番 号
第 2 班	651-8630	直 方 市	09492-3-3953
	651-8631	筑 後 市	09425-3-0522
	651-8632	芦 屋 町	093-223-3342
	651-8633	水 巻 町	093-201-0403
	651-8634	岡 垣 町	093-282-0162
	651-8635	遠 賀 町	093-293-1355
	651-8636	香 春 町	094732- 5991
	651-8637	添 田 町	09478-2-1231
	651-8638	金 田 町	09472-2-2389
	651-8639	糸 田 町	09472-6-2570
	651-8960	川 崎 町	09477-3-3398
	651-8961	赤 池 町	094728 - 4100
	651-8962	方 城 町	09472-2-0520
	651-8963	大 任 町	094763 - 4599
	651-8964	赤 村	094762 - 3597
	651-8965	杷 木 町	09466-2-0307
	651-8966	朝 倉 町	09465-2-2060
	651-8967	三 輪 町	09462-2-2770
	651-8968	夜 須 町	09464-2-3111
	651-8969	小 石 原 村	094674 - 2240
	651-9060	宝 珠 山 村	094672 - 2302
	651-9061	田 川 市	09474-2-7950
651-9062	柳 川 市	09447-2-3261	
651-9063	宗 像 市	09403-6-1122	

速報 回数	速報時間
1	20:03
2	21:03
3	21:33
4	22:03
5	22:33
6	23:03
7	23:33
8	0:03
9	0:33
10	1:03
11	1:33
12	2:03
13	2:33
14	3:03
15	3:33
16	4:03
17	4:33
18	5:03
19	5:33
20	6:03
21	6:33
22	7:03

別紙(5の3) 即日開票

班別	本 部 電 話 番 号	発 信 先 市 町 村 名	市 町 村 電 話 番 号
第 3 班	651-8630	上 陽 町	094354-3132
	651-8631	黒 木 町	09434-2-1111
	651-8632	立 花 町	09433-7-0971
	651-8633	広 川 町	09433-2-1111
	651-8634	矢 部 村	094347-3111
	651-8635	星 野 村	094352-3111
	651-8636	飯 塚 市	09482-8-9091
	651-8637	太 宰 府 市	925-9479
	651-8638	八 女 市	09432-3-2133
	651-8639	豊 前 市	09798-2-5773
	651-8960	大 川 市	09448-8-3212
	651-8961	吉 井 町	09437-5-3111
	651-8962	田 主 丸 町	09437-3-0043
	651-8963	浮 羽 町	09437-7-2111
	651-8964	小 竹 町	09496-2-1211
	651-8965	鞍 手 町	09494-2-2111
	651-8966	宮 田 町	09493-2-0335
	651-8967	若 宮 町	09495-2-1111
	651-8968	小 郡 市	09427-2-5793
	651-8969	北 野 町	094278-5463
	651-9060	大 刀 洗 町	09427-7-3861
	651-9061	筑 紫 野 市	925-4690
651-9062	春 日 市	585-5170	
651-9063	那 珂 川 町	953-0044	

速 報 回 数	速 報 時 間
1	20:06
2	21:06
3	21:36
4	22:06
5	22:36
6	23:06
7	23:36
8	0:06
9	0:36
10	1:06
11	1:36
12	2:06
13	2:36
14	3:06
15	3:36
16	4:06
17	4:36
18	5:06
19	5:36
20	6:06
21	6:36
22	7:06

別紙(5の4) 即日開票

班別	本部 電話番号	発信先 市町村名	市町村電話番号	速報 回数	速報時間
第 4 班	651-8630	甘木市	09462-4-7484	1	20:09
	651-8631	中間市	093-246-2901	2	21:09
	651-8632	城島町	09426-2-6619	3	21:39
	651-8633	大木町	09443-2-0106	4	22:09
	651-8634	三瀨町	09426-5-1085	5	22:39
	651-8635	前原町	09202-3-1111	6	23:09
	651-8636	二丈町	09202-5-0234	7	23:39
	651-8637	志摩町	09202-7-1111	8	0:09
	651-8638	福間町	09404-3-4129	9	0:39
	651-8639	津屋崎町	09405-2-1234	10	1:09
	651-8960	玄海町	09406-2-2111	11	1:39
	651-8961	大島村	094072-2743	12	2:09
	651-8962	行橋市	09302-3-2723	13	2:39
	651-8963	大野城市	585-5183	14	3:09
	651-8964	荻田町	093-436-3224	15	3:39
	651-8965	犀川町	09304-2-1994	16	4:09
	651-8966	勝山町	093032-2092	17	4:39
	651-8967	豊津町	093033-3111	18	5:09
	651-8968	椎田町	09305-6-0251	19	5:39
	651-8969	吉富町	0979-24-4317	20	6:09
	651-9060	築城町	09305-2-1571	21	6:39
	651-9061	新吉富村	097972-2595	22	7:09
651-9062	大平村	097972-2005			
651-9063					

別紙(6の1) 翌日開票

班別	本部 電話番号	発信先 市区名	市区電話番号	速報 回数	速報時間
第 1 班	651-8962	門司区	093-332-4456	1	9:00
	651-8963	小倉北区	093-531-7958	2	9:30
	651-8964	小倉南区	093-961-1859	3	10:00
	651-8965	若松区	093-751-4256	4	10:30
	651-8966	八幡東区	093-662-2642	5	11:00
	651-8967	八幡西区	093-631-1292	6	11:30
	651-9063	戸畑区	093-882-1742	7	12:00
				8	12:30
				9	13:00
				10	13:30
				11	14:00
				12	14:30
				13	15:00
				14	15:30
				15	16:00
				16	16:30
				17	17:00
				18	17:30
				19	18:00
				20	18:30
				21	19:00
				22	19:30

別紙(6の2) 翌日開票

班別	本部 電話番号	発信先 市区名	市区町電話番号	速報 回数	速報時間
第 2 班	651-8962	西 区	881-4911	1	9:03
	651-8963	中 央 区	711-7924	2	9:33
	651-8964	博 多 区	411-0842	3	10:03
	651-8965	南 区	551-0832	4	10:33
	651-8966	東 区	622-2615	5	11:03
	651-8967	早 良 区	843-0741	6	11:33
	651-9063	城 南 区	843-1686	7	12:03
				8	12:33
				9	13:03
				10	13:33
				11	14:03
				12	14:33
				13	15:03
				14	15:33
				15	16:03
				16	16:33
				17	17:03
				18	17:33
				19	18:03
				20	18:33
				21	19:03
				22	19:33

別紙 (7)

開票結果報告審査事務分担表

(即日開票分)

(4月11日 9:00~16:00)

担 当 者	市 郡 名
中 村	大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、 山田市、甘木市、八女市、筑後市
木 下	大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、 大野城市、宗像市、太宰府市
牛 尾	筑紫郡、 粕屋郡、 三井郡
大 津 山	宗像郡、 遠賀郡、 浮羽郡
松 尾	鞍手郡、 八女郡
夏 玉	嘉穂郡、 糸島郡
中 原	朝倉郡、 山門郡、 三池郡
木 室	田川郡、 三潞郡
井 上(司)	京都郡、 築上郡
備 考	翌日開票分の審査は4月12日午前11時まで

(第1号様式)

当日有権者見込数報告
投票結果速報

(投票者調)

昭和58年4月10日執行

選挙

転記		集計	
----	--	----	--

市(区)町村
投票区

(中間)第 回 時 分現在
(終了) 時 分終了

区分		男女別	男	女	計
昭和58年3月28日現在(a)		選挙人名簿登録者数			
昭和58年3月29日以降登録者数(b)					
昭和58年3月29日以降抹消者数(c)					
失格者数(d)					
選挙当日の有権者見込数(e)					
選挙当日の補正登録者数(b')					
選挙当日の有権者数(e')					
投票者数	当日投票者数(f)				
	不在者投票者数(i)				
	計 <(f)+(i)> (f')				
棄権者(g)					
投票率 <(f')/(e') × 100 > (h)					
(f)の内	(1) 不在者投票中不受理又は拒否の決定を受けなかったものの数				
	(2) 点字投票数	()	()	()	
	(3) 代理投票数	()	()	()	
	(4) 仮投票数	()	()	()	
	(5) 不在者投票中不受理又は拒否の決定を受けたものの数				
備考					

- 選挙当日の有権者見込数は(a)欄～(e)欄までを速報のこと。
- 投票の中間速報は、(f)・(h)欄 < $\frac{f}{e'} \times 100$ >のみを速報のこと。
- 投票の終了報告は、(e)欄以下すべてについて速報のこと。
- (f)の内(2)～(4)欄の()には、不在者投票にかかる数を内書きすること。

受信時刻 時 分
発信

受信者

発信者

(第2号様式)

選挙当日有権者見

昭和58年4月10日執行

福岡県知事選挙
福岡県議会議員一般

- (注) 1. 数字は点線の枠内に記入すること。また、縦の点線の右側は1,000未満の数字を記入する
 2. 受信時間, 受信者, 発信者(市区町村速報担当者)及び点検者の氏名を記入すること。

区分 市区町村名	(a) 昭和58年3月28日現在選挙人名簿登録者数			(b) 昭和58年3月29日以降登録者数		
	男	女	計	男	女	計

(第4号様式)

投票結果速
(中間)

昭和58年4月10日執行

選挙

区分 市区郡名 (投票区名)	(e) 選挙当日有権者見込数			(b) 選挙当日の 補正登録者数			(e') 選挙当日有権者数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計

(注) 中間速報における(h)欄(投票率)は $(\frac{f}{e} \times 100)$ として算出すること。

込数速報聞取用紙

こと。

受信時間 時 分

受信者	
発信者	
点検者	

(c) 昭和58年3月29日以降抹消者数			(d) 失格者数			(e) 選挙当日有権者見込数 (a) + (b) - (c) - (d)		
男	女	計	男	女	計	男	女	計

報集計用紙

結了)

中間速報 時 現在
結了報告 時 分結了(集計責任者)

(f) 投票者数			(g) 棄権者数			(h) 投票率 ($\frac{f}{e} \times 100$)			(f)のうち(1)+(5)不在者投票者数		
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計

(第5号様式)

投票結果速

昭和58年4月10日執行

福岡県知事選挙
福岡県議会議員一般

- (注) 1. 数字は点線の枠内に記入すること。また、縦の点線の右側は1,000未満の数字を記入する
 2. 受信時間、受信者、発信者(市区町村速報担当者)及び点検者の氏名を記入すること。

区分 市区町村名	(e)選挙当日有権者見込数			(b)選挙当日の 補正登録者数			(c)選挙当日有権者数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計

(第6号様式)

投票結果速

昭和58年4月10日執行

選挙

区分 市区町村名	(e)選挙当日有権者見込数			(b)選挙当日の 補正登録者数			(c)選挙当日有権者数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
市計									
郡(町村)計									
県計									

(注) 縦の点線の右側は1,000未満の数を記入すること。

報 聞 取 用 紙

こと。 中間速報 第 回 時 分現在
 結了報告 時 分結了

受信者	
発信者	
点検者	

(f) 投票者数			(g) 棄権者数			(h) 投票率($\frac{f}{e} \times 100$)			(f)のうち(1)+(5)不在者投票者数		
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計

報 集 計 用 紙

(結了)

結了報告 時 分結了(集計責任者)

(f) 投票者数			(g) 棄権者数			(h) 投票率($\frac{f}{e} \times 100$)			(f)のうち(1)+(5)不在者投票者数		
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計

(第7号様式)

開 票 結 果 速 報 用 紙

(候補者得票調)

昭和58年4月10日執行
福岡県知事選挙

受信者	
発信者	
点検者	

中間速報 第 回 時 分現在
結了報告 時 分結了

開票区

届 出 順 位	所属党派	候補者氏名	候補者得票数	
1	無所属	亀井 光		
2	無所属	おくだ 八二		
(イ) 候補者得票数の合計				
この欄は開票終了の場合の確定 報告についてののみ必要である。	(ロ) 法第68条の2第1項の投票中 按分不能のもの及び切り捨てら れた投票数			
	(ハ) 有効投票数 (イ) + (ロ)			
	(ニ) 無効投票数			
	(ホ) 投票総数 (ハ) + (ニ)			
	(ヘ) 投票人総数			
備 考				

(注) 点線の右側は1,000未満の数を記入すること。

(第8号様式)

開票結果速報用紙

(候補者得票調)

昭和58年4月10日執行

福岡県議会議員一般選挙

受信者	
発信者	
点検者	

中間速報 第 回 時 分現在
 結了報告 時 分結了

開票区

届出 順位	所属党派	候補者氏名	候補者得票数	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
(イ) 候補者得票数の合計				
この欄は開票結了の場合の確定 報告については開票結了のみ必要である。	(ロ) 法第68条の2第1項の投票 中按分不能のもの及び切り捨てられた得票数			
	(ハ) 有効投票数 (イ) + (ロ)			
	(ニ) 無効投票数			
	(ホ) 投票総数 (ハ) + (ニ)			
	(ヘ) 投票人総数			
備考				

(注) 縦の点線の右側は1,000未満の数を記入すること。

(第9号様式)

開 票 結 果 速

(候 補 者

昭和58年4月10日執行

福岡県知事選挙

- (注) 1. 得票数は点線の枠内に記入すること。また、縦の点線の右側は1,000未満の数字を記入する
2. 受信時間, 受信者, 発信者(市区町村速報担当者)及び点検者の氏名を記入すること。

市区 町村名	届出順位	1	2	(イ) 候補者得 票数の合計	(ロ)法第68条の2 第1項の投票 按分不能のもの 及び切り捨てら れた投票数
	所属党派	無 所 属	無 所 属		
	候補者氏名	亀 井 光	おくだ 八 二		

(第10号様式)

開 票 結 果 速

(候 補 者

昭和58年4月10日執行 (選挙区)

福岡県議会議員一般選挙 (定数 名)

- (注) 1. 得票数は点線の枠内に記入すること。また、縦の点線の右側は1,000未満の数字を記入する
2. 受信時間, 受信者, 発信者(市区町村速報担当者)及び点検者の氏名を記入すること。

市区 町村名	届出順位	1	2	3	4	5	6	7	8
	所属党派								
	候補者氏名								

報 聞 取 用 紙
得 票 調)

こと。 中間報告 第 回 時 分現在
結了報告 時 分結了

受信者	
発信者	
点検者	

(イ) 有 効 投 票 (イ) + (ロ)	(ニ) 無 効 投 票	(ホ) 投 票 総 数 (イ) + (ニ)	(ヘ) 投 票 人 総 数	(ト) 摘 要

報 聞 取 用 紙
得 票 調)

こと。 中間速報 第 回 時 分現在
結了報告 時 分結了

受信者	
発信者	
点検者	

9	10	11	(イ) 候 補 者 得 票 数 の 合 計	(ロ) 法 第 6 8 条 の 2 第 1 項 中 按 分 不 能 な も の 及 び 切 捨 て ら れ た 投 票 数	(イ) 有 効 投 票 数 (イ) + (ロ)	(ニ) 無 効 投 票 数	(ホ) 投 票 総 数	(ヘ) 投 票 人 総 数	(ト) 摘 要

11. 福岡県の戦後における各種選挙に関する調

(1) 衆議院議員選挙

回数	区分	選挙当日有権者数			投票者数		
		男	女	計	男	女	計
21. 第22回	4. 10	—	—	1,442,785	—	—	1,126,623
22. 第23回	4. 25	792,037	843,528	1,635,565	595,759	554,785	1,150,544
24. 第24回	1. 23	825,986	889,839	1,715,825	677,242	641,518	1,318,760
27. 第25回	10. 1	948,875	1,024,263	1,973,138	762,029	766,982	1,529,011
28. 第26回	4. 19	963,163	1,039,977	2,003,140	747,221	740,285	1,487,506
30. 第27回	2. 27	998,186	1,089,055	2,087,241	770,708	763,976	1,534,684
33. 第28回	5. 22	1,039,184	1,144,442	2,183,626	828,908	873,769	1,702,677
35. 第29回	11. 20	1,088,904	1,204,944	2,293,848	795,327	842,856	1,638,183
38. 第30回	11. 21	1,123,354	1,271,932	2,395,286	787,494	877,951	1,665,445
42. 第31回	1. 29	1,170,855	1,339,841	2,510,696	887,387	1,002,228	1,889,615
44. 第32回	12. 27	1,312,817	1,488,273	2,801,090	893,907	1,044,778	1,938,685
47. 第33回	12. 10	1,326,241	1,511,058	2,837,299	973,301	1,145,751	2,119,052
51. 第34回	12. 5	1,418,928	1,602,146	3,021,074	1,040,004	1,205,518	2,245,522
54. 第35回	10. 7	1,469,481	1,652,870	3,122,351	1,055,975	1,227,697	2,283,672
55. 第36回	6. 22	1,486,608	1,669,478	3,156,086	1,102,593	1,279,565	2,382,158

(2) 参議院議員選挙

回数	区分	選挙当日有権者数			投票者数			
		男	女	計	男	女	計	
22. 第1回	4. 20	792,615	843,919	1,636,534	地全	565426	518,206	1,083,632
					地全	565443	518,208	1,083,651
25. 第2回	6. 4	872,027	931,792	1,803,819	地全	660,712	606,880	1,267,592
					地全	660,708	606,853	1,267,561
28. 第3回	4. 24	962,219	1,038,948	2,001,167	地全	641,462	618,148	1,259,610
					地全	641,403	618,087	1,259,490
31. 第4回	7. 8	1,002,349	1,100,666	2,103,015	地全	643,174	615,079	1,258,253
					地全	643,108	615,006	1,258,114
34. 第5回	6. 2	1,091,996	1,201,946	2,293,942	地全	671,124	668,046	1,339,170
					地全	671,019	667,932	1,338,951
37. 第6回	7. 1	1,093,311	1,231,676	2,324,987	地全	741,947	796,821	1,538,768
					地全	741,815	796,627	1,538,442
40. 第7回	7. 4	1,129,252	1,291,119	2,420,371	地全	736,084	813,976	1,550,060
					地全	735,985	813,900	1,549,885
43. 第8回	7. 7	1,213,245	1,388,031	2,601,276	地全	836,670	965,601	1,802,271
					地全	836,537	965,479	1,802,016
46. 第9回	6. 27	1,296,276	1,475,409	2,771,685	地全	697,280	782,678	1,479,958
					地全	697,272	782,691	1,479,963
49. 第10回	7. 7	1,335,279	1,543,440	2,898,719	地全	998,388	1,162,998	2,161,386
					地全	998,215	1,162,838	2,161,053
52. 第11回	7. 10	1,430,068	1,611,671	3,041,739	地全	951,333	1,100,880	2,052,213
					地全	951,073	1,100,664	2,051,737
55. 第12回	6. 22	1,486,608	1,669,478	3,156,086	地全	1,102,454	1,279,193	2,381,647
					地全	1,102,236	1,278,858	2,381,094

投 票 率 (%)				全 国 平 均 投 票 率 (%)			
男	女	計	差(男一女)	男	女	計	差(男一女)
—	—	78.09	—	78.52	66.97	72.08	11.55
75.22	65.77	70.35	9.45	74.87	61.60	67.95	13.27
81.99	72.09	76.86	9.90	80.74	67.95	74.04	12.79
80.30	74.89	77.49	5.41	80.46	72.76	76.43	7.70
77.58	71.18	74.26	6.40	78.35	70.44	74.22	7.91
77.20	70.14	73.52	7.06	79.95	72.06	75.84	7.89
79.77	76.35	77.97	3.42	79.79	74.42	76.99	5.37
73.04	69.95	71.42	3.09	76.00	71.23	73.51	4.77
70.10	69.02	69.53	1.08	72.36	70.02	71.14	2.34
75.79	74.80	75.26	0.99	74.76	73.28	73.99	1.48
68.09	70.20	69.21	△ 2.11	67.85	69.12	68.51	△ 1.27
73.39	75.82	74.69	△ 2.43	71.01	72.46	71.76	△ 1.45
73.30	75.24	74.33	△ 1.94	72.81	74.05	73.45	△ 1.24
71.86	74.28	73.14	△ 2.42	73.38	81.58	80.04	△ 3.20
74.17	76.64	75.48	△ 2.47	73.72	75.36	74.57	△ 1.64

投 票 率 (%)				全 国 平 均 投 票 率 (%)			
男	女	計	差(男一女)	男	女	計	差(男一女)
71.34	61.40	66.22	9.94	68.60	54.24	61.12	14.36
71.34	61.40	66.22	9.94	68.44	54.03	60.93	14.10
75.77	65.13	70.27	12.64	78.16	66.74	72.19	11.42
75.77	65.13	70.27	10.64	78.16	66.74	72.19	11.42
66.67	59.50	62.94	7.17	67.84	58.92	63.18	8.92
66.66	59.49	62.94	7.17	67.84	58.92	63.18	8.92
64.17	55.88	59.83	8.29	66.89	57.73	62.11	9.16
64.16	55.88	59.82	8.28	66.88	57.73	62.10	9.16
61.46	55.58	58.38	5.88	62.57	55.24	58.75	7.33
61.45	55.57	58.37	5.88	62.56	55.24	58.74	7.32
67.86	64.69	66.18	3.17	70.08	66.51	68.22	3.57
67.85	64.67	66.17	3.18	70.08	66.51	68.21	3.57
65.18	63.04	64.04	2.14	67.97	66.14	67.01	1.83
65.17	63.04	64.04	2.13	67.97	66.13	67.01	1.84
68.96	69.57	69.28	△ 0.61	68.89	68.98	68.94	△ 0.09
68.95	69.56	69.27	△ 0.61	68.89	68.97	68.93	△ 0.08
53.79	53.05	53.40	0.74	59.14	59.33	59.24	△ 0.19
53.79	53.05	53.40	0.74	59.13	59.33	59.23	△ 0.20
73.67	75.35	74.56	△ 1.68	72.74	73.64	73.20	△ 0.9
73.65	75.34	74.55	△ 1.69	72.73	73.63	73.20	△ 0.9
66.52	68.31	67.47	△ 1.79	67.66	69.27	68.49	△ 1.61
66.51	68.29	67.45	△ 1.78	67.65	69.26	68.48	△ 1.61
74.16	76.62	75.46	△ 2.46	73.69	75.33	74.54	△ 1.64
74.14	76.60	75.44	△ 2.46	73.67	75.30	74.51	△ 1.63

(3) 県知事選挙

回数	区分	選挙当日有権者数			投票者数		
		男	女	計	男	女	計
第1回	22. 4. 5	764,175	808,668	1,572,843	594,387	579,188	1,173,575
第2回	26. 4. 30	893,192	964,218	1,857,410	729,905	747,761	1,477,666
第3回	30. 4. 23	989,194	1,082,441	2,071,625	750,515	785,930	1,536,445
第4回	34. 4. 23	1,060,536	1,170,973	2,231,509	862,258	936,196	1,798,454
第5回	38. 4. 17	1,093,265	1,241,888	2,335,153	819,566	934,561	1,754,127
第6回	42. 4. 15	1,155,425	1,324,175	2,479,600	852,980	989,947	1,842,927
第7回	46. 4. 11	1,264,137	1,445,290	2,709,427	954,440	1,124,091	2,078,531
第8回	50. 4. 13	1,346,500	1,534,567	2,881,067	971,263	1,133,745	2,105,008
第9回	54. 4. 8	1,437,883	1,621,944	3,059,827	964,231	1,125,370	2,089,601
第10回	58. 4. 10	1,506,966	1,699,916	3,206,882	1,127,835	1,325,348	2,453,183

(4) 県議会議員選挙

回数	区分	選挙当日有権者数			投票者数		
		男	女	計	男	女	計
第1回	22. 4. 5	772,496	816,286	1,588,782	658,049	689,344	1,347,393
第2回	26. 4. 30	893,192	964,218	1,857,410	729,887	747,738	1,477,625
第3回	30. 4. 23	977,072	1,068,258	2,045,330	743,384	778,873	1,522,257
第4回	34. 4. 23	(18,969) 1,041,567	(20,553) 1,150,420	(39,522) 2,191,987	846,580	920,349	1,766,929
第5回	38. 4. 17	(63,376) 1,029,889	(71,954) 1,169,934	(135,330) 2,199,823	774,931	886,280	1,661,211
第6回	42. 4. 15	(134,491) 1,020,934	(159,417) 1,164,758	(293,908) 2,185,692	751,659	873,753	1,625,412
第7回	46. 4. 11	(103,389) 1,160,680	(121,647) 1,323,562	(225,036) 2,484,242	872,676	1,028,294	1,900,970
第8回	50. 4. 13	(130,877) 1,215,623	(150,821) 1,383,746	(281,698) 2,599,369	880,350	1,032,387	1,912,737
第9回	54. 4. 8	(358,808) 1,079,075	(412,393) 1,209,551	(771,201) 2,288,626	738,578	866,017	1,604,595
第10回	58. 4. 10	(22,470) 1,484,496	(25,488) 1,674,428	(47,958) 3,158,924	1,110,419	1,305,579	2,415,998

投 票 率 (%)				全 国 平 均 投 票 率 (%)			
男	女	計	差(男-女)	男	女	計	差(男-女)
77.78	71.62	74.61	6.16	77.69	66.50	71.85	11.19
81.72	77.55	79.56	4.17	84.49	80.85	82.58	3.64
75.87	72.61	74.17	3.26	76.93	72.91	74.85	4.02
81.30	79.95	80.59	1.35	79.40	77.17	78.25	2.23
74.96	75.25	75.12	△ 0.29	74.56	74.67	74.62	△ 0.11
73.82	74.76	74.32	△ 0.94	67.81	69.53	68.70	△ 1.72
75.50	77.78	76.71	△ 2.28	70.73	73.24	72.01	△ 2.51
72.13	73.88	73.06	△ 1.75	70.72	73.06	71.92	△ 2.34
67.06	69.38	68.29	△ 2.32	62.93	65.18	64.08	△ 2.25
74.84	77.97	76.50	△ 3.13	61.40	64.92	63.21	△ 3.52

投 票 率 (%)				全 国 平 均 投 票 率 (%)			
男	女	計	差(男-女)	男	女	計	差(男-女)
85.18	84.44	84.81	0.74	83.36	80.07	81.65	3.29
81.72	77.55	79.55	4.17	84.89	81.26	82.99	3.63
76.08	72.91	74.43	3.17	79.07	75.56	77.24	3.51
81.28	80.00	80.61	1.28	80.43	78.61	79.48	1.82
75.24	75.75	75.52	△ 0.51	76.70	76.99	76.85	△ 0.29
73.62	75.02	74.37	△ 1.40	70.72	72.17	71.48	△ 1.45
75.19	77.69	76.52	△ 2.50	71.80	73.99	72.94	△ 2.19
72.42	74.61	73.58	△ 2.19	72.81	75.00	73.94	△ 2.19
68.45	71.60	70.11	△ 3.15	67.90	70.50	69.24	△ 2.60
74.80	77.97	76.48	△ 3.17	66.90	69.92	68.47	△ 3.02

12. 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

（選挙期日）

第1条 昭和58年3月1日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区に限る。以下同じ。）の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年2月28日以前に行う場合を除き、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定にかかわらず、都道府県及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の議会の議員及び長の選挙にあっては昭和58年4月10日、指定都市以外の市、町村及び特別区の議会の議員及び長の選挙にあっては同月24日とする。

2 前項の地方公共団体の議会の議員又は長について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、公職選挙法第33条第2項又は第34条第1項の規定により当該選挙を行うべき期間が昭和58年4月1日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日の前日までに始まるときは、当該選挙を同年2月28日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、同法第33条第2項又は第34条第1項の規定にかかわらず、それぞれ前項に規定する期日とする。

3 第1項の地方公共団体の議会の議員又は長以外の地方公共団体の議会の議員又は長について、選挙を行うべき事由が生じた場合において、公職選挙法第33条第2項若しくは第3項又は第34条第1項の規定により当該選挙を行うべき期間が昭和58年4月1日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前10日までに始まるときは、当該選挙を同年2月28日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、同法第33条第2項若しくは第3項又は第34条第1項の規定にかかわらず、それぞれ第1項に規定する期日とする。

（告示の期日）

第2条 前条の規定により行われる選挙の期日は、公職選挙法第33条第5項及び第34条第6項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日に告示しなければならない。

- 1 都道府県知事選挙 昭和58年3月16日
- 2 指定都市の長の選挙 昭和58年3月21日
- 3 都道府県及び指定都市の議会の議員選挙 昭和58年3月29日
- 4 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙 昭和58年4月14日
- 5 町村の議会の議員及び長の選挙 昭和58年4月17日（同時選挙）

第3条 第1条の規定により行われる都道府県の議会の議員の選挙及び都道府県知事選挙又は市町村若しくは特別区の議会の議員の選挙及び市町村若しくは特別区の長の選挙は、それぞれ公職選挙法第119条第1項の規定により同時に行う。

2 第1条の規定により行われる指定都市の議会の議員又は長の選挙及び当該指定都市の区域を包括する都道府県の議会の議員又は長の選挙は、公職選挙法第119条第2項の規定により同時に行う。

（重複立候補の禁止）

第4条 第1条の規定により昭和58年4月10日に行われる選挙において公職の候補者となった者は、当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）の全部又は一部を含む区域について同条の規定により同月24日に行われる選挙における公職の候補者となることのできない。

2 前項の規定により公職の候補者となることのできない者は、公職選挙法の一部を改正する法律（昭和57年法律第81号）附則第1条第3項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の公職選挙法（以下「改正前の公職選挙法」という。）第68条第2号（改正前の公職選挙法第46条の2第2項の規定により変更して適用することとされる場合を含む。）及び第86条第9項の規定の適用については、改正前の公職選挙法第87条の規定により公職の候補者となることのできない者とみなす。

（後援団体に関する寄附等の禁止期間）

第5条 第1条第1項の規定により行われる選挙について、改正前の公職選挙法第199条の5の規定を適用する場合には、同条第1項から第3項までに規定する一定期間とは、同条第4項の規定にかかわらず、第1条第1項の規定によるそれぞれの選挙の期日前90日に当たる日から当該選挙の期日までの間とする。

（共済給付金の特例）

第6条 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）の議会の議員が第1条の規定により行われる都道府県の議会の議員の選挙における公職の候補者となるため昭和58年3月29日から同月31日までの間に退職した場合又は当該期間内に当該公職の候補者としての届出（推薦届出を含む。）がされたことにより改正前の公職選挙法第90条の規定により当該市町村の議会の議員の職を辞したものとみなされた場合であって、政令で定める場合におけるその者に係る地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第158条に規定する共済給付金については、その者は、当該市町村の議会の議員の任期満了の日（その日が昭和58年4月10日以後であるときは、同月9日）まで引き続き当該議員として在職したものとみなす。

（政令への委任）

第7条 第2条から前条までに規定するもののほか、第1条の規定により地方公共団体の議会の議員及び長の選挙が行われることに伴い必要とされる事項については、政令で必要な規定を設けることができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

政令第1号（昭和58年1月6日公布）

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令

内閣は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（昭和57年法律第94号）第6条及び第7条の規定に基づき、この政令を制定する。

（選挙人名簿に関する規定等の適用の特例）

第1条 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（以下「法」という。）第1条の規定により行われる選挙に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

公職選挙法の一部を改正する法律（昭和57年法律第81号）附則第1条第3項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の公職選挙法（昭和25年法律第100号）（以下「改正前の公職選挙法」という。）第22条第2項	当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙については、中央選挙管理会）が定めるところにより	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（昭和57年法律第94号）第1条<選挙期日>の規定により行われる選挙については、それぞれ同法第2条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日（以下「告示日」という。）前2日に当たる日現在（当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち、選挙人の年齢については、選挙の期日現在）により告示日の前日に
改正前の公職選挙法第23条第1項	当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙については、中央選挙管理会）が定める期間	当該登録をした日の翌日から5日間
公職選挙法第86条第7項	第33条<長の選挙>第5項、第34条<その他の選挙>第6項又は第119条<同時選挙>第3項の規定により告示した期日	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第1条<選挙期日>第1項に規定する選挙の期日
公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条第1号	その任期が終わる日	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（昭和57年法律第94号）第1条第1項に規定する選挙の期日
公職選挙法施行令第49条の2第1項及び第127条の3	法第33条第5項、法第34条第6項又は法第119条第3項の規定により告示した期日	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第1条第1項に規定する選挙の期日
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第92条第5項第1号（同令第99条、第100条、第110条、第116条及び第121条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第3条第1項において準用する場合を含む。）	任期満了の日	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（昭和57年法律第94号）第1条第1項に規定する選挙の期日

（指定都市及び都道府県の選挙が同時に行われる場合の特例）
 第2条 法第3条第2項の規定により地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の議会の議員の選挙及び当該指定都市の区域を包括する都道府県の議会の議員の選挙が同時に行われる場合には、当該指定都市の議会の議員の選挙及び当該都道府県の議会の議員の選挙については、公職選挙法第144条の2第8項、第144の4、第160条の2及び第172条の2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定のうちいずれ2以内の規定に限り、適用する。この場合において、いずれの規定を適用するかは、それぞれ当該指定都市又は当該都道府県の議会の議決によって定めるものとし、当該議会の議決は、昭和58年3月10日までにしなければならない。

- 1 公職選挙法第144条の2第8項又は第144条の4のいずれか1の規定
 - 2 公職選挙法第160条の2の規定
 - 3 公職選挙法第172条の2の規定
- 2 公職選挙法第120条第2項及び第121条の規定は、法第3条第2項の規定により指定都市の議会の議員又は長の選挙及び当該指定都市の区域を包括する都道府県の議会の議員または長の選挙が同時に行われる場合には、適用しない。

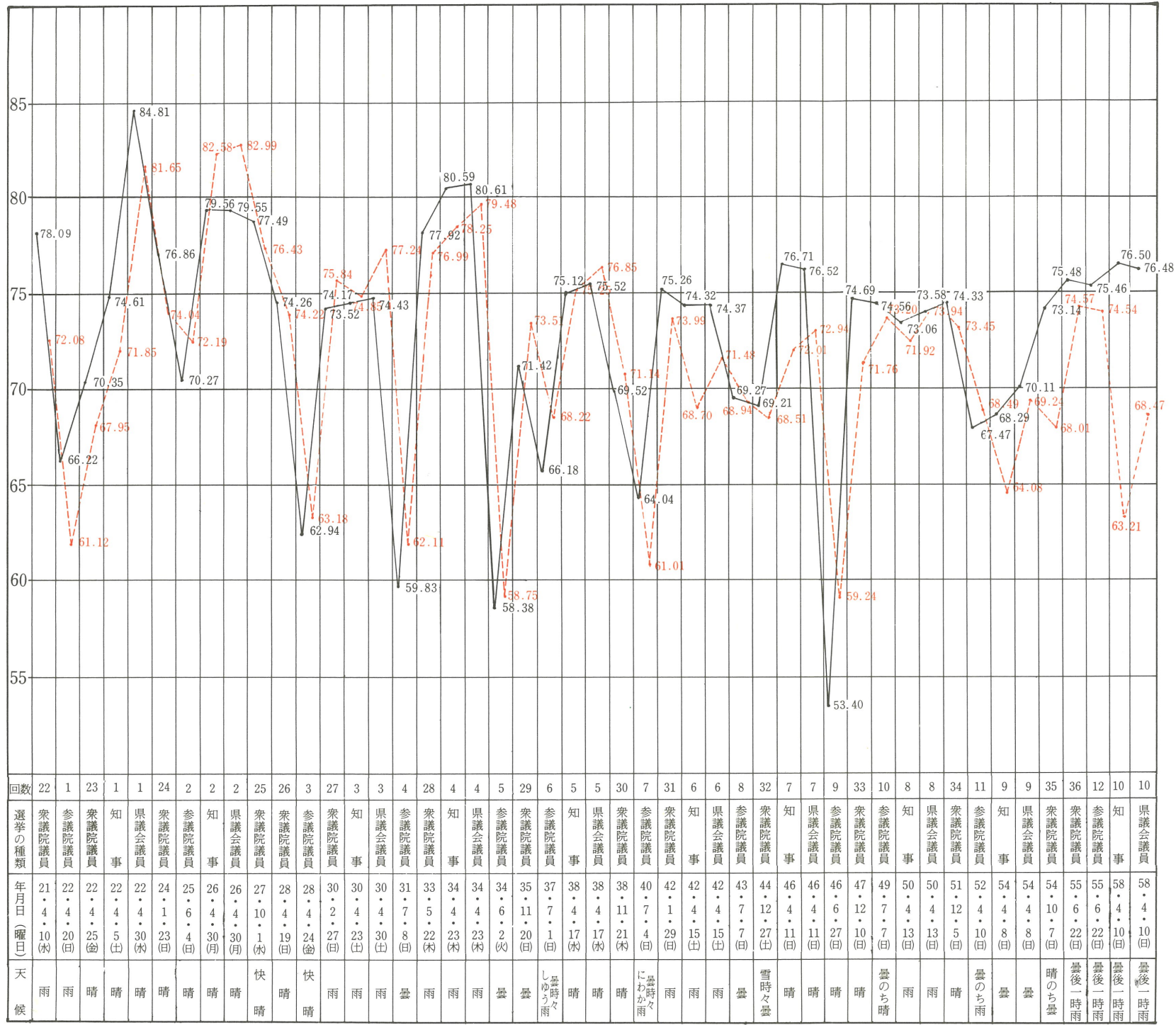
（共済給付金の特例）
 第3条 法第6条に規定する政令で定める場合は、同条に規定する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の議会の議員を退職した場合又は当該市町村の議会の議員の職を辞したものとみなされた場合において、当該市町村の議会の議員であった者（昭和58年3月31日以前に死亡した者を除く。）が当該市町村の議会の議員の任期満了の日（その日が同年4月10日以後であるときは、同月9日）迄引き続き当該議員として在職したものとみなしたならば、その者に係る年金である共済給付金（地方公務員等共済

組合法（昭和37年法律第152号）第158条に規定する共済給付金をいう。以下同じ。）の基礎となるべき在職期間の年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）が1年を増すこととなる場合又はその者に係る一時金である共済給付金の基礎となるべき在職期間が3年、4年1月若しくは8年1月となる場合とする。

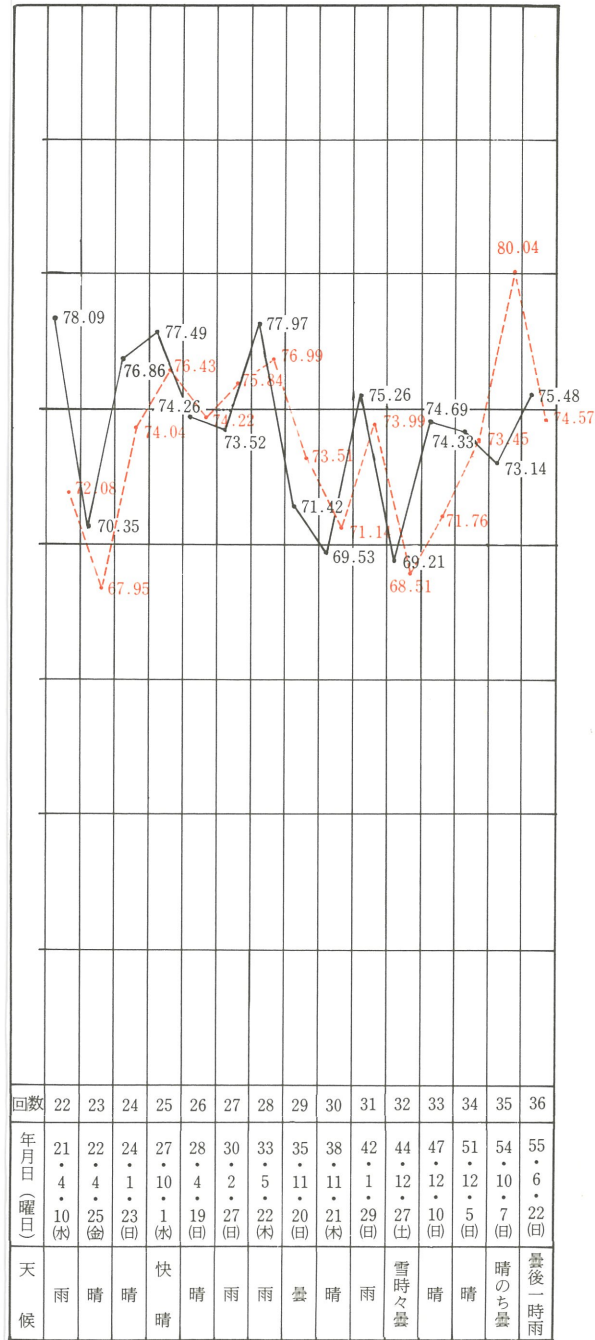
附 則
 この政令は、公布の日から施行する。

1. 1949年10月1日中华人民共和国成立，标志着中国历史进入了一个新的纪元。在这一天，中国人民终于结束了长达百年的屈辱历史，建立了独立自主的国家。

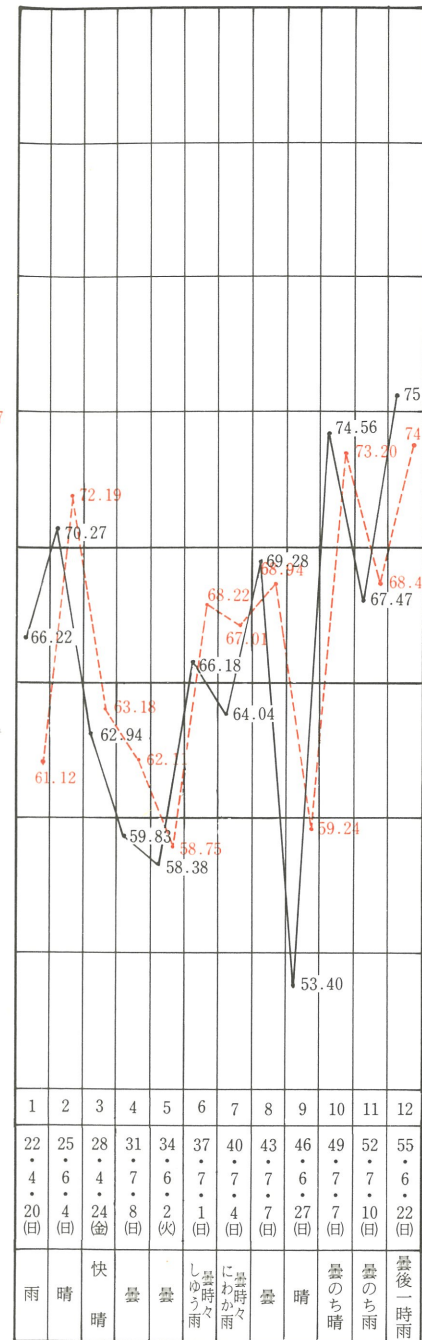
投票率の推移



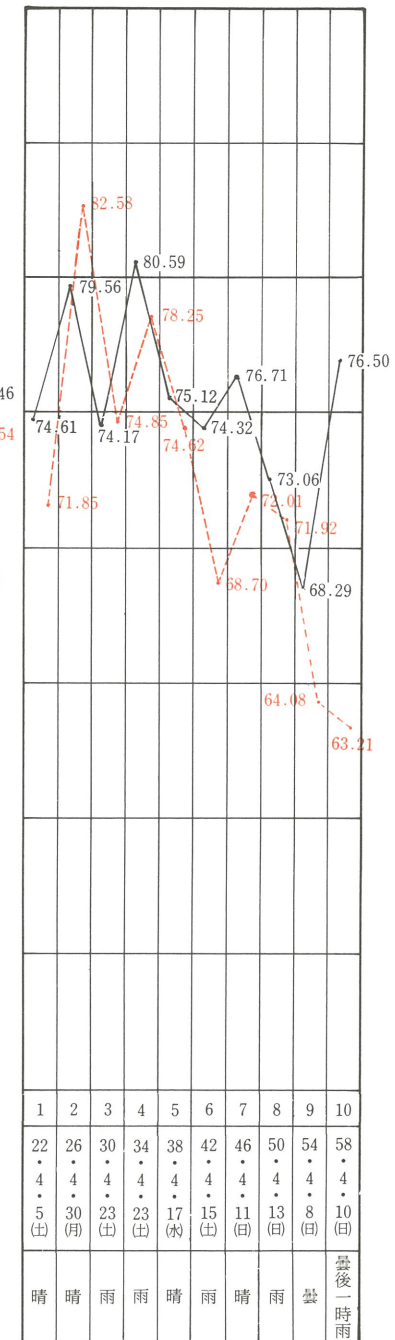
衆議院選挙



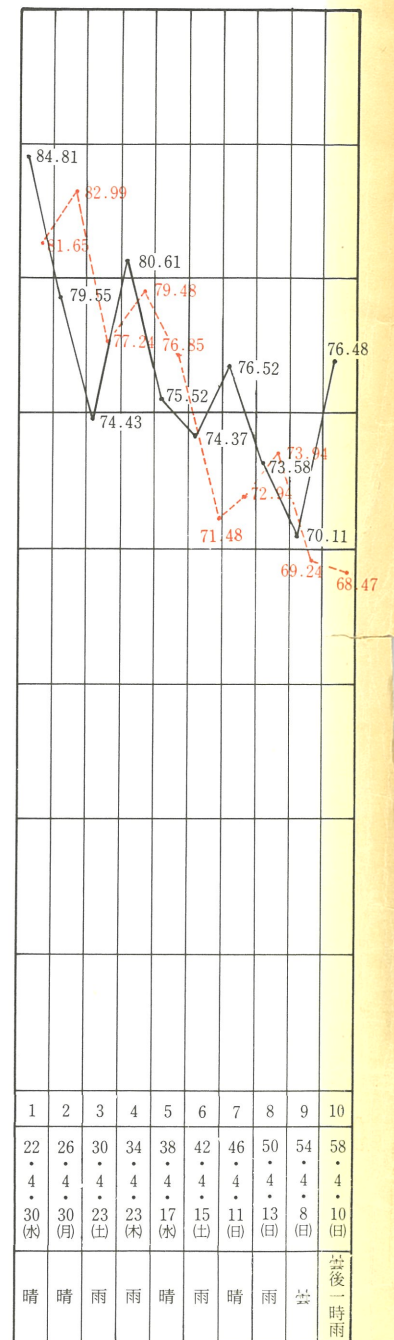
参議院選挙



知事選挙



県議会議員選挙



各グラフを見るとき注意

1. 図中一は福岡県平均、---は全国平均を示す。
2. 図に表わした各種選挙には再選挙補欠選挙等は含んでいない。
3. 参議院議員選挙の投票率は地方区選出議員選挙の投票率である。
4. 県議会議員選挙で無投票当選となった選挙区は含んでいない。
5. 知事、県議会議員選挙の全国率平均は、統一地方選挙の際におけるものである。
6. 選挙当日の天候は福岡市における6:00から18:00までのものである。